

新潟みずほ福祉会 令和2年度第5回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年3月 2日
- 2 開催日時 令和3年3月24日
午後1時30分から午後15時00分まで
- 3 開催場所 新潟市西区みずき野1丁目6番11号
総合支援センター 会議室
- 4 理事定数 6名
- 5 出席理事名 6名 和田 晋弥、塚田 正幸、野沢 慎吾
渡辺 幸治、多賀 邦夫、海老 郁夫
- 6 出席監事名 2名 小柴 昭彦、鈴木 昭
- 7 本部等出席者 5名 五十嵐秀行、金子 浩、田中 順、渡邊 晴美
瀧澤千代美
- 8 議事の要領
 - (1) 開 会
本部から開会の宣言
※「理事の競業取引」「理事の利益相反」「監事による不正行為」
がないことを事前送付資料に明記し通知してあるため説明不要。
 - (2) 議長の選任
定款細則第12条の規定により諮り、和田理事長が議長となる。
 - (3) 理事会成立の報告
議長より定款第28条の規定により理事会は有効に成立する旨報
告した。
 - (4) 議事録署名人
定款第29条第2項の規定により、理事長及び監事が署名人とな
る。
- 9 報告事項
業務執行状況及び予備費使用の報告
資料に沿って本部長(渡辺理事)が報告し全会一致で承認した。
- 10 審議事項
 - (1) 第1号議案 「令和2年度第3次補正予算案」について 資料
に沿って五十嵐総務課長が説明し、全会一致で承認した。

- (2) 第2号議案 「令和3年度事業計画案」、第3号議案 「令和3年度収支予算案」について、資料に沿って、本部長(渡辺理事)、五十嵐総務部長がそれぞれ説明し、全会一致で承認した。
- (3) 第4号議案 「定款の一部改正」、第5号議案「役員等報酬規程全部改正」について資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。
- (4) 第6号議案 「評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正」について資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。
- (5) 第7号議案 「就業規則の一部改正」第8号議案「育児介護休業規程の一部改正」第9号議案「継続雇用職員契約取扱要領の制定」第10号議案「テレワーク勤務規程」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が一括して説明し、全会一致で、承認した。
- (6) 第11号議案「給与規程の一部改正」第12号議案「経理規程の一部改正」第13号議案「旅費規程の一部改正」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が一括して説明し、全会一致で、承認した。
- (7) 第14号議案「運営規程の一部改正」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。
- (8) 第15号議案「評議員候補者の推薦」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。
- (9) 第16号議案「役員候補の推薦及び常務理事の選任」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。
- (10) 最後に、第17号議案「評議員会に召集」について、資料に沿って本部長(渡辺理事)が説明し、全会一致で、承認した。

「閉会」

以上をもって議案の審議を終え、上記会議のてん末を承認し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

議事録作成理事 渡辺 幸治



令和3年3月25日

社会福祉法人 新潟みずほ福社会 理事会

理事長 和田 晋弥



監事 小柴 昭彦



監事 鈴木 昭



令和2年度第5回 理事会 議案

日 時 令和3年3月24日午後1時30分から
会 場 総合支援センター会議室

1 報告事項

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 業務執行状況 | 1 ページ |
| (2) 予備費の使用 | 2 ページ |
| (3) 理事の競業取引の報告 | |
| (4) 理事の利益相反の報告 | |
| (5) 監事による不正行為等の報告 | |

※(3)～(5)は役員全員に通知したので報告を省略します。

2 議案

- | | | | |
|-------------|-------------------------|-----------|--------|
| (1) 第1号議案 | 令和2年度第3次補正予算について | 資料集2 | 1 ページ |
| (2) 第2号議案 | 令和3年度事業計画案について | 資料集1 | 1 ページ |
| (3) 第3号議案 | 令和3年度収支予算案について | 資料集2 | 15 ページ |
| (4) 第4号議案 | 定款の一部改正について | 議案集(以下同じ) | 3 ページ |
| (5) 第5号議案 | 役員等報酬規程の全部改正について | | 4 ページ |
| (6) 第6号議案 | 評議員選任・解任委員運営細則の一部改正について | | 7 ページ |
| (7) 第7号議案 | 就業規則の一部改正について | | 8 ページ |
| (8) 第8号議案 | 育児介護休業規程一部改正について | | 10 ページ |
| (9) 第9号議案 | 継続雇用職員契約取扱要領制定について | | 12 ページ |
| (10) 第10号議案 | テレワーク勤務規程制定について | | 14 ページ |
| (11) 第11号議案 | 給与規程の一部改正について | | 19 ページ |
| (12) 第12号議案 | 経理規程一部改正について | | 20 ページ |
| (13) 第13号議案 | 旅費規程一部改正について | | 21 ページ |
| (14) 第14号議案 | 運営規程一部改正について | | 22 ページ |
| (15) 第15号議案 | 評議員候補の推薦について | | 23 ページ |
| (16) 第16号議案 | 役員推薦及び常務理事の選任について | | 24 ページ |
| (17) 第17号議案 | 評議員会の招集について | | 24 ページ |

社会福祉法人 新潟みずほ福社会
令和2年度第5回理事会

業務執行状況報告
議案集

令和3年3月24日

業務執行状況の報告

令和3年3月24日

定款第19条第3項の規程に基づく、理事長及び常務理事の職務執行状況を報告します。

理事長 和田 晋弥
常務理事 渡辺 幸治

1 報告対象期間

令和2年12月17日（令和2年度第3回理事会開催日）から令和3年3月23日（令和2年度第5回理事会開催前日）まで

2 令和2年度第3回評議員会（決議の省略：書面決議）

- (1) 決議があったとみなされる日 令和2年12月25日
- (2) 提案事項 理事の解任・選任について

3 令和2年度第4回理事会（決議の省略：書面決議）

- (1) 決議があったとみなされる日 令和3年1月18日
- (2) 提案事項 評議員候補者の推薦
※佐藤久友己評議員逝去に伴う候補者推薦

4 評議員選任・解任委員会開催

- (1) 日時 令和3年1月26日
- (2) 場所 新潟みずほ福祉会本部総合支援センター会議室
- (3) 出席者 眞嶋民雄(外部委員)、小柴昭彦(監事)、五十嵐秀行(法人職員)
和田晋弥(理事長)
- (4) 議案 評議員の選任について

5 職員の処分について 令和3年2月17日付

- (1) 処分対象者 2名
- (2) 懲戒理由及び処分内容
1名 理由：法人の許可なく業務中に携帯情報端末を使用し、個人情報を開示、漏えいした服務規律違反 処分内容：戒告
1名 理由：業務に関する情報の保護に万全を期し、外部に一切の情報を漏えいしてはならない服務規律違反 処分内容：訓戒

6 補助金関係

- (1) IT導入支援事業補助金 2月12日付入金
- (2) 令和2年度新潟県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障害福祉分）の追加申請。2月17日付で決定通知

予備費使用報告

社会福祉法人新潟みずほ福祉会定款細則第9条第1項(7)及び経理規程第20条により、「予備費」を使用したので報告します。

令和3年3月24日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事長 和田 晋弥

拠点区分	使用日	科目	予算現額	予備費使用額	予備費使用後予算額	理由	予備費		使用繰越 13,351,131
							使用前	使用后	
工房はたや	1/31	固定資産取得支出 車輛運搬具取得支出	0	1,480,000	1,480,000	真柄福祉財団の助成金を受け軽車輛購入	2,425,750	945,750	
みのり園	1/31	事務費支出 業務委託費支出	675,840	145,200	821,040	工房はたや豆腐製造廃止に伴い不要冷蔵庫をみのり園へ移設	2,673,240	2,528,040	
みのり園	1/31	事務費支出 業務委託費支出	821,040	278,960	1,100,000	業務効率化に伴い、あゆみ棟PC環境整備	2,528,040	2,249,080	
工房はたや	1/31	その他の活動による支出 長期前払費用支出	69,007	17,113	86,120	真柄福祉財団助成金を受け軽車輛購入、自賠責保険料支出	945,750	928,637	
工房はたや	2/28	事業費支出 消耗器具備品費支出	93,000	77,000	170,000	事業系ごみ収集契約に伴い分別用ゴミストッカー購入	928,637	851,637	
みのり園	2/28	事務費支出 修繕費支出	1,500,000	462,000	1,962,000	利用者居室カギ交換	2,249,080	1,787,080	
第2みずほ園	2/28	事業費支出 雑支出	370,000	70,000	440,000	利用者死亡見舞金支出	1,099,385	1,029,385	
工房はたや	2/28	事業費支出 保健衛生費支出	29,980	30,000	59,980	新潟市感染予防緊急対策品支出	851,637	821,637	
樫の木	2/28	事業費支出 保健衛生費支出	397,080	120,000	517,080	新潟市感染予防緊急対策品支出	320,699	200,699	
予備費使用額計				2,680,273	6,636,220		14,022,218	11,341,945	使用累計
									16,031,404

第4号議案

定款の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p> (イ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p> (イ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p> (ロ) 地域活動支援センターの経営</p> <p> <u>削除</u></p> <p> (ロ) 障害児相談支援事業の経営</p> <p> (ハ) 一般相談支援事業の経営</p> <p> (ニ) 特定相談支援事業の経営</p> <p> (ホ) 移動支援事業の経営</p> <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第9条 <u>評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p> (イ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p> (イ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p> (ロ) 地域活動支援センターの経営</p> <p> (ハ) 障害児相談支援事業の経営</p> <p> (ニ) 一般相談支援事業の経営</p> <p> (ホ) 特定相談支援事業の経営</p> <p> (ヘ) 移動支援事業の経営</p> <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第9条 評議員に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>

評議員会の決議のあった日から施行

社会福祉法人新潟みずほ福社会役員等報酬規程

全部改正 評議員会で決議のあった日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟みずほ福社会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受けるものである。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、報酬毎月25日とする。（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。4第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

(1) 月額

役職名	月額
理事長	550,000円
業務執行理事	500,000円
理事	450,000円

(2) 日額

役職名	日額
理事長	26,000円
業務執行理事	24,000円
理事	21,000円

別表 2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	11,000円
理事会、評議員会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表 3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

$$11,000円 \times 7人 = 77,000 \times 2回 = 154,000円$$

定款 20万円の範囲内

第6号議案

評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(委員の報酬等) 第5条 <u>委員の報酬は、役員等報酬規程の評議員の報酬に準じて支払う。</u></p>	<p>(委員の報酬等) 第5条 委員には、報酬を支給しない。ただし、委員が当法人業務を行う場合は、当法人旅費規程に基づき費用を弁償する。</p>

令和3年4月1日から施行

第7号議案

就業規則の一部改正

- 1 継続雇用職員について（追加）
- 2 テレワーク勤務導入に伴う改正（追加）
- 3 第5条 採用の特例の廃止 それに伴う条数の改正（削除）
- 4 第31条（特別休暇）第1項第7号、第4項について、不公平または誤解を招く恐れがあるため（削除）
- 5 継続雇用職員の退職期日及び要領名称の改正
- 6 別表1 職員の始業及び終業時刻等の改正（追加）

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、法人の正職員に適用する。</p> <p>正職員とは、本就業規則第4条で正職員（以下「職員」という。）として採用された者をいう。</p> <p>2 パートタイム職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。</p> <p><u>3 継続雇用職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>4 2項及び3項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。</u></p> <p><u>5 職員のテレワーク勤務（テレワーク勤務、サテライトオフィス勤務及びモバイル勤務をいう。以下「テレワーク勤務」という。）に関する事項については、この規則に定めるもののほか別に定める「テレワーク勤務規程」による。</u></p> <p>(採用の特例)</p> <p><u>廃止</u></p> <p>(採用時の提出書類)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(試用期間)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(労働条件の明示)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、法人の正職員に適用する。</p> <p>正職員とは、本就業規則第4条で正職員（以下「職員」という。）として採用された者をいう。</p> <p>2 パートタイム職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。</p> <p>(追加)</p> <p>(採用の特例)</p> <p>第5条 採用の特例として、理事長が法人運営上の必要性から、理事会に提案し、理事会で決裁された場合は、60歳を超えた者について5年を限度として採用することができる。</p> <p>(採用時の提出書類)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(試用期間)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(労働条件の明示)</p>

<p>第7条 省略</p> <p>(人事異動・職種と従業場所の変更)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(服務心得)</p> <p>第13条</p> <p>1～7 省略</p> <p><u>8 テレワーク勤務者の服務規律については前各項に定めるもののほか別に定める「テレワーク勤務規程」で定める服務規律による。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第31条①～⑥省略</p> <p><u>⑦ 削除</u></p> <p>2、3省略</p> <p><u>4 削除</u></p> <p>4 本条の規定は、状況に応じ、見直しもしくは廃止することがある。</p> <p>(定年、継続雇用等)</p> <p>第34条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とし、退職日までに退職届を提出する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、<u>満65歳に達する日の属する年度の末日までこれを継続雇用する。</u></p> <p>3 継続雇用の場合における雇用形態等については、<u>継続雇用職員契約取扱要領</u>により定める。</p> <p>別表1</p> <p>勤務形態 表示記号 始業時間 終業時間 休憩時間</p> <p><u>遅日勤6 ■6 9:30 18:15 13:30-14:15</u></p> <p><u>遅出勤6 ▽6 11:15 20:00 15:15-16:00</u></p>	<p>第8条 省略</p> <p>(人事異動・職種と従業場所の変更)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(服務心得)</p> <p>第13条</p> <p>1～7 省略</p> <p>(追加)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第31条①～⑥省略</p> <p>⑦ その他各号に準じ、事業所長が認めたとき</p> <p>2、3省略</p> <p>4 傷病のため、5日以上 of 休暇を得ようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>5 本条の規定は、状況に応じ、見直しもしくは廃止することがある。</p> <p>(定年、継続雇用等)</p> <p>第34条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とし、退職日までに退職届を提出する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、<u>満65歳までこれを継続雇用する。</u></p> <p>3 継続雇用の場合における雇用形態等については、<u>継続雇用職員取扱要領</u>により定める。</p> <p>別表1</p> <p>省略</p> <p>(追加)</p>
--	---

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第8号議案

育児・介護休業規程の一部改正

- 1 第10条・11条 子の看護休暇・介護休暇：時間単位で取得に法改正
- 2 第13条 文字の訂正
- 4 第15条・16条 現状に合わせた修正

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>第4章 子の看護休暇</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 <u>子の看護休暇は労使協定により、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p>以下省略</p> <p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>介護休暇は、労使協定により、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p>以下省略</p> <p>第7章 時間外労働の制限 (育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 本条第1項にかかわらず、次の①から③のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。</p> <p>①日雇職員</p> <p>②入職<u>1</u>年未満の職員</p> <p>③1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>以下省略</p>	<p>第4章 子の看護休暇</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 子の看護休暇は労使協定により、業務の性質または業務の実施体制に照らして半日単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務として別に定める業務に従事する職員を除き、半日単位で取得することができる。</p> <p>以下省略</p> <p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 介護休暇は、労使協定により、業務の性質または業務の実施体制に照らして半日単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務として別に定める業務に従事する職員を除き、半日単位で取得することができる。</p> <p>以下省略</p> <p>第7章 時間外労働の制限 (育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 本条第1項にかかわらず、次の①から③のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。</p> <p>①日雇職員</p> <p>②入職職年未満の職員</p> <p>③1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>以下省略</p>

<p>第9章 所定労働時間の短縮措置等 (育児短時間勤務)</p> <p>第15条 1～3省略</p> <p>4 <u>本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。(通勤手当を除く)</u></p> <p>以下省略</p> <p>(介護短時間勤務)</p> <p>第16条 1～3省略</p> <p>4 <u>本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。(通勤手当を除く)</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第9章 所定労働時間の短縮措置等 (育児短時間勤務)</p> <p>第15条 1～3省略</p> <p>4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給について、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。</p> <p>以下省略</p> <p>(介護短時間勤務)</p> <p>第16条 1～3省略</p> <p>4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給について、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。</p> <p>以下省略</p>
--	--

令和3年4月1日から施行

第9号議案 継続雇用職員契約取扱要領制定について

継続雇用職員契約取扱要領

この要領は、新潟みずほ福社会就業規則第34条第2項及び第3項の規定により定める。

1 雇用形態

- (1) 当法人は勤務延長制度を適用する。
- (2) 勤務延長制度とは、退職せずに雇用形態を維持したまま雇用を延長することをさす。
- (3) 勤務延長を希望した職員すべてが対象となる。(4)に該当する者を除く。)
- (4) 勤務態度に問題があるなど、就業規則で解雇や退職理由に相当する合理的な理由がある場合には、継続雇用制度を利用せずそのまま退職となる。
- (5) 業務内容や、労働時間が変わった場合、それに応じて労働条件を変更する場合がある。

2 契約

(1) 契約までのスケジュール

法人の業務都合と対象職員の意向を勘案して以下のスケジュールで契約する。

- ① 10/1～10/31 定年退職後の意向確認書を提出する。
 - ② 12/1～12/31 継続雇用確認書により面談を行う。
 - ③ 3/1～ 3/31 労働条件通知書(雇用契約書)により雇用契約を行う。
 - ④ 対象職員は、健康状態もしくはその他の個人的な事情により、③による契約内容に変更の希望がある場合は、速やかに申し出、協議を行う。
- (2) 次の場合は継続雇用職員として契約しない。
- ① 職員就業規則の退職事由及び解雇事由に該当する場合
 - ② 継続雇用の労働条件について合意に至らなかった場合
- (3) 1回の契約期間と回数
- ① 1回1年の契約期間とする。
 - ② ただし、年度途中からの契約の場合は年度末までとする。
 - ③ 最大4回もしくは満65歳に達した日の属する年度末まで契約する。
- (4) 契約
- ① 契約は以下の事項を記載した労働条件通知書(雇用契約書)により行う。
 - ア 業務内容
 - イ 勤務場所
 - ウ 勤務時間
 - エ 勤務日数
 - オ 給与額
 - ② 労働条件については、本人の職務及び貢献度等を考慮し見直すことがある。
 - ③ 退職手当は、社会福祉施設職員退職手当共済法の規定に基づき支給する。

- ④ 継続雇用職員は、退職積立基金の加入対象としない。
- (5) 他法人で採用されていた60歳以上の者を採用する場合もこの規定を適用する。

3 賃金

- (1) 賃金は次のとおりとする。
 - ① 法人と面談により、法人の業務の都合・資格・現状の勤務内容・健康状態等を勘案し個別に決定する。
 - ② 支給する賃金が誕生日前6か月平均給与額より75%未満に低下した場合は、高齢者雇用継続基本給付金が厚生労働省より支給される。
 - ③ 昇給はしない。
 - ④ 通勤手当を支給する。
 - ⑤ 賞与は、業績や本人の貢献度により支給する場合がある。
- (2) 賃金の支払日
 - ① 継続雇用職員については、毎月1日からその月の末日までの分を当該月の25日までに支払する。
 - ② 時間外・休日・夜勤手当については、当該月分を翌月25日までに支払う

4 年次有給休暇

- (1) 年次有給休暇は退職時の日数を継続する。
- (2) 労働条件が変わり、年次有給休暇の比例付与の対象となった職員については、比例付与の日数で付与する。

5 災害補償及び業務外の傷病扶助

- (1) 業務上及び業務外に負傷し又は疾病にかかったときは、労働基準法の定めるところより補償を行う。
- (2) 法人独自の労災上乗せ保険も適用する。

6 その他

- (1) この要領に定めた事項のほか、服務規律等就業に関する事項については、就業規則に準ずる。
- (2) ただし、労働条件通知書（雇用契約書）に契約されている事項についてはその内容を優先する。
- (3) 社会保険及び雇用保険の適用については、労働条件の変更後の適用条件に則り加入する。

附則 この要領は、令和3年4月1日より施行する。

第10号議案 テレワーク勤務規程の制定

テレワーク勤務規程

第1章 総則

(テレワーク勤務制度の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟みずほ福祉会（以下「法人」という。）の就業規則第2条に基づき、職員がテレワークで勤務する場合に必要な事項について定めたものである。

(テレワーク勤務の定義)

第2条 テレワーク勤務とは、職員の自宅、その他自宅に準じる場所（法人指定の場所に限る。）において情報通信機器を利用した業務をいう。

(サテライトオフィス勤務の定義)

第2条の2 サテライトオフィス勤務とは、法人所有の所属事業場以外の法人専用施設（以下「専用型オフィス」という。）、又は、法人が契約（指定）している他法人所有の共用施設（以下「共用型オフィス」という。）において情報通信機器を利用した業務をいう。

(モバイル勤務の定義)

第2条の3 モバイル勤務とは、テレワーク勤務及びサテライトオフィス勤務以外で、かつ、事業所外で情報通信機器を利用した業務をいう。

第2章 テレワーク勤務の許可・利用

(テレワーク勤務の対象者)

第3条 テレワーク勤務の対象者は、就業規則第2条に規定する職員であって次の各号の条件を全て満たした者とする。

(1) テレワーク勤務を希望する者

(2) 自宅の執務環境、セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者

2 テレワーク勤務を希望する者は、所定の許可申請書に必要事項を記入の上、前日までに所属長から許可を受けなければならない。

3 法人は、業務上その他の事由により、前項によるテレワーク勤務の許可を取り消すことがある。

(テレワーク勤務時の服務規律)

第4条 テレワーク勤務者は就業規則第13条及びセキュリティガイドラインに定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) テレワーク勤務の際に所定の手続に従って持ち出した法人の情報及び作成した成果物を第三者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- (2) テレワーク勤務中は業務に専念すること。
- (3) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。
- (4) テレワーク勤務中は自宅及び法人が指定した場所以外で業務を行ってはならないこと。
- (5) テレワーク勤務者は、公衆無線LANスポット等漏洩リスクの高いネットワークへの接続は禁止すること。
- (6) テレワーク勤務の実施に当たっては、法人情報の取扱いに関し、総務省テレワークセキュリティガイドライン及び関連規程類を遵守すること。

第3章 テレワーク勤務時の労働時間等

(テレワーク勤務時の労働時間)

第5条 テレワーク勤務時の労働時間については、就業規則第22条の定めるところによる。

- 2 前項にかかわらず、法人の承認を受けて始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。
- 3 前項の規定により所定労働時間が短くなる者の給与については、育児・介護休業規程第1条に規定する勤務短縮措置時の給与の取扱いに準じる。

(休憩時間)

第6条 テレワーク勤務者の休憩時間については、就業規則第22条の定めるところによる。

(所定休日)

第7条 テレワーク勤務者の休日については、就業規則第23条の定めるところによる。

(時間外及び休日労働等)

第8条 テレワーク勤務者が時間外労働、休日労働及び深夜労働をする場合は所定の手続を経て所属長の許可を受けなければならない。

- 2 時間外及び休日労働について必要な事項は就業規則第24条の定めるところによる。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働については、給与規程に基づき、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当を支給する。

(欠勤等)

第9条 テレワーク勤務者が、欠勤をし、又は勤務時間中に私用のために勤務を一部中断する場合は、事前に申し出て許可を得なくてはならない。ただし、やむを得ない事情で事前に申し出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の欠勤、私用外出の賃金については給与規程第21条の定めるところによる。

第4章 テレワーク勤務時の勤務等

(業務の開始及び終了の報告)

第10条 テレワーク勤務者は就業規則第20条の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了について次のいずれかの方法により報告しなければならない。

- (1) 勤怠管理ツール
- (2) 電子メール
- (3) 電話

(業務報告)

第11条 テレワーク勤務者は、定期的又は必要に応じて、電話又は電子メール等で所属長に対し、所要の業務報告をしなくてはならない。

(テレワーク勤務時の連絡体制)

第12条 テレワーク勤務時における連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 事故・トラブル発生時には所属長に連絡すること。なお、所属長が不在時の場合は所属長が指名した代理の者に連絡すること。
- (2) 事業所内における職員への緊急連絡事項が生じた場合、テレワーク勤務者へは所属長が連絡をすること。なお、テレワーク勤務者は不測の事態が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ所属長に連絡しておくこと。
- (3) 情報通信機器に不具合が生じ、緊急を要する場合は総務課担当へ連絡をとり指示を受けること。なお、総務課へ連絡する暇がないときは法人と契約しているサポート法人へ連絡すること。いずれの場合においても事後速やかに所属長に報告すること。
- (4) 前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断し対応すること。

2 社内報、部署内回覧物であらかじめランク付けされた重要度に応じ至急でないものはテレワーク勤務者の個人メール箱に入れ、重要と思われるものは電子メール等でテレワーク勤務者へ連絡すること。なお、情報連絡の担当者はあらかじめ部署内で決めておくこと。

第5章 テレワーク勤務時の給与等

(給与)

第13条 テレワーク勤務者の給与については、就業規則第32条の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、テレワーク勤務（テレワーク勤務を終日行った場合に限る。）が週に4日以上の場合の通勤手当については、毎月定額の通勤手当は支給せず実際に通勤に要する往復運賃の実費を給与支給日に支給するものとする。

(費用の負担)

第14条 法人が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は法人負担とする。

- 2 テレワーク勤務に伴って発生する水道光熱費はテレワーク勤務者の負担とする。
- 3 業務に必要な電話料金、郵送費、事務用品費、消耗品費、その他法人が認めた費用は法人負担とする。
- 4 その他の費用についてはテレワーク勤務者の負担とする。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第15条 法人は、テレワーク勤務者が業務に必要とするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、ソフトウェア及びこれらに類する物を貸与する。なお、当該パソコンに法人の許可を受けずにソフトウェアをインストールしてはならない。

- 2 法人は、テレワーク勤務者が所有する機器を利用させることができる。この場合、セキュリティガイドラインを満たした場合に限るものとし、費用については話し合いの上決定するものとする。

(教育訓練)

第16条 法人は、テレワーク勤務者に対して、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

- 2 テレワーク勤務者は、法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

(災害補償)

第17条 テレワーク勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第43条の定めるところによる。

(安全衛生)

第18条 法人は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

附則

本規程は令和3年4月1日より施行する。

第11号議案

給与規程の一部改正

実務においては、控除計算をするより日割り計算の方が計算しやすいこと、職員にとって有利となることから、休職及び休業時の給与計算は第3項の控除ではなく第4項の日割り計算を摘要していた実態に合わせたい。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(給与の計算方法) 第5条 ～3①省略 <u>②削除</u> <u>②</u> 争議行為などによって勤務しなかった期間又は時間 4 月の途中において採用又は退職、<u>休職、休業</u>した者の給与については、勤務した期間及び時間に応じて、日割り計算により支給する。</p>	<p>(給与の計算方法) 第5条 ～3①省略 <u>② 休職期間</u> <u>③</u> 争議行為などによって勤務しなかった期間又は時間 4 月の途中において採用又は退職した者の給与については、勤務した期間及び時間に応じて、日割り計算により支給する。</p>

令和3年4月1日から施行

第12号議案

経理規程の一部改正

第12章 契約 第74条 随意契約 「一定額以下は2社からの見積書が必要」となっており、100円であっても2社以上の見積が必要な状態です。

2020/11/30公表の厚労省事務連絡「小規模社会福祉法人向け経理規程例」ではモデル経理規程にはない条文が追加されており、5項を追加したい。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
第12章 契約 (随意契約) 第74条 1～4 省略 5 <u>前項但し書きについて、総額で10万円未滿となる日常的な物品購入においては、2社以上の見積もりを省略することができる。</u>	第12章 契約 (随意契約) 第74条 1～4 省略 5 (追加)

令和3年4月1日から施行

第13号議案

旅費規程の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(旅費の区分) 第2条 旅費は交通費、宿泊費とする。 <u>日当削除</u></p> <p>(交通費) 第4条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、宿泊料とし、次の各号に掲げる基 準により支給する。 <u>日当及び削除</u></p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(5) <u>繰上げ</u> (理事会等出席の費用弁償) <u>第5条 削除</u></p> <p><u>第5条 繰上げ</u></p>	<p>(旅費の区分) 第2条 旅費は交通費、日当、宿泊費とす る。</p> <p>(交通費) 第4条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、日当及び宿泊料とし、次の各号に 掲げる基準により支給する。</p> <p>(5) 日 当 役員等 2,600円(役務 日程の日について支払う。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(理事会等出席の費用弁償) 第5条 役員及び評議員が新潟市内にお いて開催した理事会、評議員会等に出 席したときは、出席日程の日について 次の費用を弁償する。</p> <p>(1) 日 当 7,000円 (2) 車 賃 3,000円</p> <p>2 新潟市以外に居住する役員等が、前 項の会議に出席したときは、前項の費 用額に第4条に規定する普通旅費の鉄 道賃若しくは船賃相当額について実費 相当額を加算する</p> <p>(旅行命令) 第6条</p>

令和3年4月1日から施行

第14号議案

運営規程の一部改正について

1 新潟みずほ園短期入所 第2みずほ園短期入所

(その他運営に関する重要事項)

第19条

3に地域生活支援拠点等としての機能、緊急時の受け入れ・対応を追加し、以下番号を繰り下げる。令和3年4月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>第19条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を適宜設けるものとし、また、従業員の業務体制を整備する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</u></p> <p><u>(1) 緊急時の受け入れ・対応</u></p> <p><u>新潟市障がい者夜間休日相談支援事業等との連携により、介護者の急病、障がいの状態変化等により必要となる緊急時の連絡調整及び受け入れを実施する。</u></p> <p>4 繰り下げ 省略</p>	<p>第19条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を適宜設けるものとし、また、従業員の業務体制を整備する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

※ 平成30年4月より「新潟市障がい者夜間休日相談支援事業」の連携協定事業所となる。新潟市では本年4月地域生活支援拠点等事業の整備推進の検討の中で、本事業の実施要項を定めた。その実施要項に基づいた登録を行うための改正。

2 わあ〜らく

事業所の名所の変更

新	旧
<p>障がい者(児)生活支援センター わあ〜らく 運営規程</p>	<p>障がい者(児)生活支援センター わあ〜らく 運営規程</p>

3 檜の木

共益費、光熱水費・食材料費の変更

新	旧
共益費・光熱水費 <u>前年度実績を基にした金額</u> 円×月日数(月額) ※令和3年度 420円 食材料費 さくら参番館 朝食 <u>330</u> 円、昼食 380円、夕食 <u>390</u> 円	共益費・光熱水費 1日 400円×月日数(月額) 食材料費 さくら参番館 朝食 300円、昼食 380円、夕食 380円

4 各運営規程（従業員の職種、員数及び勤務の内容）

各条文中にある従業員数が異動や採用等により変動した事業所の人数に改正します。

事業所名	職種	新	旧
みのり園	生活支援員	34名	36名
わあ〜らく	相談員	0名	1名
檜の木	世話人	28名	27名
檜の木	生活支援員	14名	25名

第15号議案 評議員候補の推薦

社会福祉法人新潟みずほ福祉会 評議員候補者推薦書

令和3年3月24日現在

役員名	氏名	性	住所	職業	就任年月日	就任満了年月日	親族等の関係	生年月日
評議員	村山 六郎	男	新潟市北区	弁護士	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S20.8.29
評議員	真島 福一	男	新潟市西蒲区	元新潟県民生部長	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S13.4.22
評議員	大嶋 喜芳	男	新潟市西区	農業(元新潟市消防 団中野小屋分団長)	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S27.11.15
評議員	小林 建	男	新潟市中央区	(株)コバリキ 代表取締役社長	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S36.7.27
評議員	長井 正雄	男	新潟市西蒲区	新潟市西蒲区 自治協議会会長	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S17.1.27
評議員	吉田 和弘	男	新潟市中央区	新潟調理師 専門学校理事長	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S47.1.14
評議員	田中 滋世	男	新潟市西区	(福)新潟もぐら会 理事	令和3年度 定時評議員会後	令和7年度 定時評議員会	無	S35.2.23

(評議員の定数) 定款第5条

この法人に評議員7名を置く。

(評議員に任期)定款第7条

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りないときは任期の満了又は就任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

第16号議案 役員の推薦及び常務理事の選任

1 理事の候補者推薦書

令和3年3月24日現在

氏名	性	住所	職業	就任年月日	就任満了年月日	親族等の関係	生年月日
佐藤 隆	男	新潟市中央区	新潟万代島総合企画(株)前社長	令和3年4月1日	令和3年定時評議員会	無	S30.12.6

令和3年3月末、塚田理事退職に伴い理事の欠員が生じるため、令和3年4月1日から令和3年6月の就任満了日まで佐藤 隆を理事に推薦します。

2 常務理事の選任

定款第17条第2項

理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第17号議案

評議員会の招集について

第3号議案 定款の一部改正について

第4号議案 役員等報酬規程の全部改正について

第15号議案 役員の選任について

各議案とも定款第11条により評議員の決議事項になっており、上記を議案とし評議員会招集の承認をいただきたい。

定款細則第7条第6項 当該提案を評議員全員が同意した場合は決議があったものとみなす（決議の省略）とあり、評議員会を理事会の決議後1週間の間隔を置いて招集したい。（令和3年3月25日発信）

社会福祉法人 新潟みずほ福社会
令和2年度第5回理事会

資料集 1
令和3年度事業計画

令和3年3月24日

令和3年度 新潟みずほ福祉会（本部）事業計画

1 法人の基本理念

- ・利用者一人ひとりの尊厳を守り、人権の保障に努めます。
- ・利用者の視点に立ち、安心して利用できる、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ・地域に親しまれる、安定した福祉の拠点作りと、豊かな社会福祉の実現に努めます。

2 法人の運営方針

- (1) 社会福祉資源の創出や次世代を担うマンパワー育成等に努めます。
- (2) ホームページ等を活用し、情報の開示に努めます。
- (3) エネルギーの効率化等を工夫し、地球環境にやさしい運営に努めます。
- (4) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取り組みの推進に努めます。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みの徹底（委員会の開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ② 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ③ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (5) 支援の継続を見据えた障がい福祉現場におけるICTの活用を努めます。
 - ① 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

3 本部の役割

- (1) 法令を遵守し、法人運営を統括します。
- (2) 適正な経営の合理化、効率化に努めます。
- (3) 適正な労務管理、職員の資質向上に努めます。

4 本部の運営方針

- (1) 内部統制体制の強化・法令遵守に努めます。
 - ① 規程集等の整備、周知
 - ② 障がい者雇用の推進
- (2) 働き方改革への対応定着に努めます。
 - ① テレワークの推進
 - ② 業務省力化の推進
- (3) 人材確保、人材育成、職員のメンタルヘルスに努めます。
 - ① インターンシップの導入
 - ② 産業医の導入
 - ③ 法人研修の充実 （研修計画 別表）
- (4) 中・長期計画の実践と見直しに努めます。
 - ① 老朽化しているグループホームへの対応
 - ② 新中長期計画策定のため企画室を中心に、コンサルタントを導入し、三園の建替えに向けて検討
- (5) 各種補助金等の活用

5 主な日程

- (1) 理事会
 - ① 令和3年6月上旬
 - ② 6月中旬
 - ③ 9月下旬
 - ④ 12月中旬
 - ⑤ 令和4年3月下旬
- (2) 評議員会

① 令和3年6月中旬

(3) 監事監査

① 令和3年5月中旬

(4) 行事：「みずほ福祉会まつり」 新型コロナ感染防止のため中止とする。

6 社会福祉施設の経営

(1) 第一種社会福祉事業

① 障害者支援施設

ア 新潟みずほ園：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員60名）

所在地：新潟市西区小見郷屋107番地2（敷地面積10,006.42㎡）

イ みのり園：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員60名）

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積16,362.69㎡）

ウ 第2みずほ園：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員60名）

所在地：新潟市西区小見郷屋58番地4（敷地面積8,500.66㎡）

(2) 第二種社会福祉事業

① 短期入所事業

新潟みずほ園（定員3名）、みのり園（定員4名）、第2みずほ園（定員3名）

② 多機能型事業所：工房はたや

就労継続支援B型事業（定員20名）・生活介護事業（定員10名）

所在地：新潟市西蒲区旗屋311番地

③ 共同生活援助事業：樫の木

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番25号

ア もみじ（定員4名）

所在地：新潟市西蒲区曾根459番地

イ あじさい（定員5名）

所在地：新潟市西蒲区鱸167番地4

ウ ケアホームみずき野壱番館（定員7名）

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番25号（敷地面積899.85㎡）

エ ケアホームみずき野弐番館（定員5名）

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番28号（敷地面積504.35㎡）

オ さくら壱番館（定員6名）

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

カ さくら弐番館（定員6名）

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

キ さくら参番館（定員6名） 2019年4月開設

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

④ 指定計画相談支援事業・指定障がい児相談支援事業・一般相談支援事業

わぁ〜らく

所在地：新潟市西区みずき野1丁目6番11号

※ 新潟市より新潟市障がい者基幹相談支援センター西の代表法人受託（3名出向）

⑤ 居宅介護事業・同行援護事業・行動援護事業・移動支援事業

みっと

所在地：新潟市西区みずき野1丁目6番11号

⑥ 生活介護事業所（2020年4月1日開所 総合支援センター内）

おおらい（定員20名）

所在地：新潟市西区みずき野1丁目6番11号

7 社会貢献活動

- (1) にいがたセーフティネット事業への参画
- (2) 講師派遣（小学校・中学・大学等、各種福祉機関研修）
- (3) 課外授業受入れ（地域保育園、小学校等）
- (4) 地域福祉団体への委員就任
- (5) 施設及び総合支援センター開放、地域行事協賛等
- (6) 公益的活動 総合支援センターを中心とした清掃活動、健康教室等の開催

※令和3年度：課外授業受け入れ等については、中止とする

(別表)

法人研修計画

月	内 容	対象者	会 場	講師・協力機関
4	法人カリキュラム	新採用職員	新潟みずほ園 研修室	管理者・サビ管
5	交通安全講習	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
6	救急法 (AED)	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
7	腰痛予防	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
8	メンタルヘルス	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
9	モチベーションアップ	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
10	虐待防止・身体拘束	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
11	感染症予防	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
12	障害者総合支援法	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
1	ビジネスマナー	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修
2	メンバーシップ	全職員	各事業所 (職員会議時等)	Web 研修

令和3年度 新潟みずほ園 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分 6～42 名、区分 5～6 名 区分 4～2 名 区分 3～1 名
平均区分：5.7

予想利用率：施設入所支援 98%、生活介護 90%、短期入所 75%

加算：夜間職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、医師配置加算、人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算、常勤看護職員等配置加算、リハビリテーション加算、食事提供体制加算、延長支援体制加算、送迎体制加算、短期利用加算、栄養士配置加算、処遇改善加算、特定処遇改善加算

職員数：（男 17 名、女 26 名）計 43 名 平均年齢 37.8 歳

実配置：管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 管理栄養士 1 名
生活支援員等 40 名 常勤換算：38.2 名

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障害者に対し、主に昼間において、入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会を提供する
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障害者に対し、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的実施する
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（計画作成・見直し時期～6 か月ごと：年 2 回）
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙 1）
 - ア 新型コロナ感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う
 - イ 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努める
 - ウ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努める
 - エ 日本歯科大学新潟病院の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施

し、口腔衛生に努める

- ④ 「福祉サービス第三者評価」の結果を踏まえ、改善を検討する。
 - ⑤ 行事 行事計画（別紙2）
地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施する
 - ⑥ 機能訓練 機能訓練計画（別紙3）
医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がいの予防に努める（リハビリテーション実施計画書作成・見直し時期～3か月ごと：年4回）
 - ⑦ 食事
 - ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努める（栄養ケア計画作成時期・見直し時期～3か月ごと：年4回）
 - イ 食事形態及び治療食など、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努める
 - ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努める
 - エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努める
 - ⑧ 防災・安全対策 防災計画（別紙4）
 - ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
 - イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄する
 - ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行う
 - エ 「火災一斉メールシステム」を活用する
 - オ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努める
 - ⑨ 所持金の管理
「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努める。
 - ⑩ 施設環境整備
 - ア ICT導入
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
「新潟市地域生活支援拠点等事業」への登録を行い、緊急短期入所を受入れる
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- ① ボランティアを計画的に受入れる
 - ③ 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れる
 - ③ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
 - ④ 地域行事等に参加し交流を深める
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。
- ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する
職員研修実施計画（別紙5）
 - ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する
 - ③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図る
 - ④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図る
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
家族、成年後見人等との情報交換に努める

(別紙1)

保健衛生計画

月	保健行事	実施項目	備考
4	腸内細菌検査(全職員)	衣類の調整	・害虫駆除
5	内科検診・尿検査(利用者) 胸部レントゲン(利用者) 健康診断(全職員)		
6	歯科検診(利用者)		
7	夏の健康管理	室温調整 園内清掃	・害虫駆除 ・水分を十分に摂る
8	夏の健康管理		
9	健康診断(利用者)		
10	内科検診・尿検査(利用者) 腸内細菌検査(全職員)	うがい、手洗いの励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防
11	インフルエンザ予防接種 (利用者、職員)		
12	冬の健康管理 健康診断(夜勤業務従事者)		
1	冬の健康管理	うがい、手洗いの励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 園内清掃	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防
2	冬の健康管理		
3	冬の健康管理		
備考	・在宅診療チームによる歯科検診(毎週1回) 歯科診療室 ・バイタルチェック(体重測定、血圧測定) 毎月1回 ・歯磨きの励行に努める ・腰痛予防に努める ・新型コロナウイルス予防接種予定(月日は未定)		

(別紙2)

行事計画

月	行事名		
	上旬	中旬	下旬
4			
5			
6			
7			
8			夕涼み会
9			
10			
11			
12			利用者忘年会
1	正月三が日レクリエーション	利用者新年会	
2			
3			

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、例年開催している「福祉会まつり」「下越地区オセロ交流会」「下越地区スポーツ交流会」が中止となった。

※「親子三代ふれあい会」への参加も見合わせる事となった。

※施設の行事の際は、飲酒も取り入れた献立を提供。

※次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

- ・5月 端午の節句
- ・7月 七夕、土用丑の日
- ・9月 敬老の日、秋彼岸
- ・12月 冬至、クリスマス、大晦日
- ・1月 元旦、七草
- ・2月 節分
- ・3月 桃の節句、春彼岸

(別紙3)

機能訓練計画

脳性麻痺	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・マッサージ ・臥位、座位時のポジショニング
知的障害	・行動分析療法 ・認知機能訓練 ・コミュニケーション訓練
脳梗塞後遺症 頭部外傷 髄膜脳炎後遺症	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・マッサージ ・筋力維持強化訓練 ・手工芸
ダウン症	・歩行訓練（散歩） ・筋力訓練
コルネリア・デランゲ	・関節可動域訓練 ・筋力訓練
低酸素脳症 (低血糖)	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
小頭症	・臥位、車椅子座位でのポジショニング ・筋力訓練
脊髄損傷(頸髄損傷) 頸椎症性脊髄症	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・マッサージ ・臥位、座位時のポジショニング
筋緊張性ジストロフィー	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・歩行訓練
SCD (脊髄小脳変性症)	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
廃用性症候群	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
染色体異常 (22番部分)	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
HHE症候群 (てんかん)	・関節可動域訓練 ・筋力維持訓練
高度後弯変形症	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・マッサージ

※機能に合わせたADL訓練（環境設定）を実施

※全体的に高齢となっており、認知症の予防訓練も必要に応じて実施（個別・集団にて対応）

※補装具・日常生活用具の検討、公費助成申請手続き

※咀嚼・嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔・嚥下体操を実施

(別紙4)

防 災 計 画

月	訓 練 種 別	内 容
4	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行う。
5	総 合 訓 練 (消 防 団 と の 合 同 夜 間 想 定 避 難 訓 練)	新潟市消防団西方面隊中野小屋分団に立ち合いを要請し、夜間出火想定避難誘導訓練の実施と、消防団による放水訓練の見学を行う。終了後、消防団との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
6	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消 火 器 訓 練	業者に依頼し消火器の使用法の指導受け、水消火器を使用した訓練を実施する。
8	放 水 訓 練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水 害 想 定 避 難 訓 練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
10	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行う。
11	総 合 訓 練 (消 防 署 と の 総 合 避 難 訓 練)	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避難誘導訓練を実施する。終了後、消防署員との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
12	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
1	防 災 研 修 等	利用者・職員に防災に関する映像を上映、及び職員に対し防災訓練等を行い、防災意識の向上に努める。
2	地 震 想 定 避 難 訓 練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
3	防 災 研 修 等	利用者・職員に防災に関する映像を上映、及び職員に対し防災訓練等を行い、防災意識の向上に努める。
備 考		<ul style="list-style-type: none">・毎月1回防災委員会開催。・各園の応援研修(避難経路や応援時の対応を学ぶ)・必要に応じ追加訓練を行う。

(別紙5)

職員研修実施計画

1 施設内研修

区分	実施時期	研修内容	対象職員
新任研修 法人合同研修 法人内部研修	4月1日～3日 年1回 随時	法人理念、倫理綱領等 職員研修（専門知識・技術研修） 法人の共通テーマ等	全新採用職員 全職員 全職員
内部研修	随時	専門知識・技術研修・復命研修・ ウェブ研修	全職員

2 施設外研修

主催別	区分	研修会名	対象職員
県または 県社協主 催のもの	現任研修	<ul style="list-style-type: none">・新任職員研修・中堅職員基礎研修・指導的研修・管理的職員研修・職場研修担当者研修会・給食関係職員研修・看護職員研修・テーマ別研修・強度行動障害研修・喀痰吸引等研修	<ul style="list-style-type: none">・職務経験3年未満処遇職員・職務経験4年以上処遇職員・主任・管理者、補佐・理事長、施設長・管理栄養士・看護職員・当該職員・当該職員・当該職員
身体障害 者施設協 議会等 のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none">・全国身体障害者施設協議会研究 大会・関東・甲信越地区身体障害者施設 職員研修大会・新潟県身体障害者施設協議会職員 研修会	<ul style="list-style-type: none">・当該職員

3 その他の研修

区分	期日	内容	対象職員
自主研修	適時	・専門職員に関する全国または地方規模の 研修会、講習会、学会等に参加希望があっ た時、その職務遂行上有効と認められた場 合参加させる	全職員 (若干名)
技能講習等	主催者側で 定めた日	防火管理者講習会 危険物取扱講習会 交通安全管理者講習会	全職員 (若干名)

令和3年度 みのり園 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分6～33名、区分5～15名、区分4～2名 平均区分：5.6

予想利用率：施設入所支援 98%・生活介護 96%・短期入所 100%

加算：夜勤職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、医師配置加算、人員配置体制加算、福祉専門職員配置加算、常勤看護職員等配置加算、リハビリテーション加算、食事提供体制加算、延長支援体制加算、送迎加算、短期利用加算、栄養士配置加算、処遇改善加算

職員数：（男性：18名、女性：23名）計41名 平均年齢36.5歳

実配置：管理者1名 サービス管理責任者1名 管理栄養士1名

生活支援員等38名 常勤換算：36.9名

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定める者につき、主に昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障がい者につき、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的実施する
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努めます(支援計画作成、見直し～6か月毎、年2回)
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙1）
 - ア 新型コロナ感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う
 - イ 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努める
 - ウ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努める
 - エ 日本歯科大学新潟病院の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施し、口腔衛生に努める

- ④ 「福祉サービス第三者評価」の結果を踏まえ、改善を検討する
- ⑤ 行事 行事計画（別紙 2）
地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施する
- ⑥ 機能訓練 機能訓練計画（別紙 3）
医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がいの予防に努める（リハビリテーション実施計画書作成、見直し～3 か月毎、年 4 回）
- ⑦ 食事
ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努める。（栄養ケア計画作成、見直し～3 か月毎、年 4 回）
イ 食事形態及び治療食等、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努める
ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努める
エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努める
- ⑧ 防災・安全対策 防災計画（別紙 4）
ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄する
ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行う
エ 「火災一斉メールシステム」を活用する
オ 防犯カメラ等を設置し、不審者の可視化を図り防犯に努め、また、事故(ケガ等)時の検証や利用者の行動特性を把握することにより安全対策に努める
- ⑨ 所持金の管理
「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努める
- ⑩ 施設環境整備
ア キュービクル式高圧受電設備改良工事
イ ICT 導入（WI-FI 構築、ケアパレット等）
ウ のぞみ棟 2 3 号室床・壁改修工事
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
「新潟市地域生活支援拠点等事業」と連携し、緊急短期入所を受入れる
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
 - ① ボランティアを計画的に受入れる
 - ② 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れる
 - ③ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
 - ④ 地域行事等に参加し交流を深める
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。
 - ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する 職員研修実施計画（別紙 5）
 - ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する
 - ③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図る
 - ④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図ります
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
家族、成年後見人等との情報交換に努める

(別紙 1)

保 健 衛 生 計 画

月	保健行事	実施項目	備 考
4		<きれいに歯を磨こう> ・歯磨き介助、言葉かけ	
5	採血、胸部レントゲン (利用者) 健康診断(全職員) 大腸がん検診(40歳以上)	<便秘を防ごう> ・便秘体操、腹部マッサージの実施 <衣替え>	・園周り清掃 ・寝具交換 ・寝具日光消毒 ・ダニ駆除 (バルサン実施)
6	内科健診、検尿、バイタルチェック(利用者)		
7		<脱水症・熱中症に気をつけよう> ・水分補給を適切に行う <便秘を防ごう>	・ 蚊・蚊・蟻駆除
8	前立腺がん検査(対象者) 職員腸内細菌検査	・便秘体操、腹部マッサージの実施 <皮膚トラブルを防ごう> ・清潔、身だしなみの援助	・園周り清掃 ・食事摂取状況観察 (食事形態見直し)
9		<誤嚥を防ごう> ・嚥下体操、口腔マッサージ実施	
10	歯科検診(利用者)	<衣替え> <施設内感染を防ごう>	
11	インフルエンザ予防接種	・風邪、インフルエンザ、 ノロウイルス予防 ・うがい、手洗いの励行	・網戸洗い ・園周り清掃
12	内科健診(利用者) 健康診断(夜勤従事職員)	・感染予防対策研修 <皮膚トラブルを防ごう> ・清潔、身だしなみの援助	・感染予防対策準備 ・暖房調節
1		<便秘を防ごう>	・室内換気
2		・便秘体操、腹部マッサージの実施	・居室清掃
3			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅診療チームによる歯科診療(毎週1回)新潟みずほ園内歯科診療室 ・体重測定、バイタルチェック(検温、血圧測定)月1回(11月～4月は連日検温) ・新型コロナウイルス予防接種予定(月日は未定) 		

(別紙2)

行 事 計 画

月	上 旬	中 旬	下 旬
4		お花見	
5			
6			レクリエーション大会
7	七夕まつり		
8			
9			みのり園まつり
10			
11			
12			クリスマス忘年会
1	新年会		
2	節分		
3	ひなまつり		

○お好みメニュー（希望献立）～月1回

○誕生会～月1回

○行事食等：次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

- ・ 5月 端午の節句
- ・ 7月 七夕 土用丑の日
- ・ 9月 防災の日(非常食) 秋彼岸
- ・ 12月 冬至 クリスマス 大晦日
- ・ 1月 元旦 七草
- ・ 2月 節分
- ・ 3月 桃の節句 春彼岸

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、例年開催している「レクリエーション交流会」「福社会まつり」は中止とし、園内行事に変更する。
地域行事の「親子三代ふれあい会」への参加も見合わせる。

(別紙3)

機能訓練計画

疾患別	主な訓練内容
知的障害（精神遅滞）	・行動分析療法 ・運動機能向上 ・認知機能、コミュニケーション、精神機能へのアプローチ
自閉症	・行動分析療法 ・感覚統合療法 ・認知機能、コミュニケーション、精神機能へのアプローチ
ダウン症	・立ち上がり、歩行の維持 ・残存筋力維持
脳性麻痺	・関節可動域訓練 ・筋緊張や不随意運動により、短縮した筋のストレッチ ・残存筋力維持 ・臥位、座位時ポジショニングにて安楽肢位の提供 ・立ち上がり、歩行の維持
頭部外傷後遺症 低酸素脳症	・関節可動域訓練 ・残存筋力維持 ・立ち上がり、歩行の維持

重複障害	主な訓練内容
てんかん	・体幹・下肢筋力維持 ・立ち上がり、歩行の維持
視覚障害	・眼鏡装着の検討 ・環境調整
聴覚障害	・コミュニケーションの代替え（絵カード、筆談など）
うつ病	・精神機能へのアプローチ
大腿骨頸部骨折治癒後	・関節可動域訓練 ・歩行器歩行訓練 ・車椅子調整（足台作製、ロホクッションの空気調整）

*環境設定、日常生活動作訓練を必要に応じて実施。

*咀嚼 - 嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔 - 嚥下体操を実施。
テーブルの高さ調整と食事用補高台を作製する。

*高齢化している為、認知症の評価とアプローチを併せて実施。

*転倒防止の為、靴を業者に依頼し、試し履きと購入手続きを行う。

*補装具（保護帽、下肢装具、杖、車椅子）の検討、公費助成申請手続きを行う。

(別紙4)

防 災 計 画

月	項 目	内 容
4	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし各園の見学を行う。
5	総 合 訓 練 (消防団との合同 夜間想定避難訓練)	新潟市消防団西方面隊中野小屋分団に立ち合いを要請し、 夜間出火想定避難誘導訓練の実施と、消防団による放水 訓練の見学を行う。終了後、消防団との反省会を開き、防 災意識の高揚を図る。
6	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消 火 器 訓 練	業者に依頼し消火器の使用法の指導受け、水消火器を使 用した訓練を行う。
8	放 水 訓 練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水 害 避 難 訓 練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を行う。
10	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし各園の見学を行う。
11	総 合 訓 練 (消防署との総合避難訓練)	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避 難誘導訓練を実施する。終了後、消防署員との反省会を開 催し防災意識の高揚を図る。
12	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報危機を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
1	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし各園の見学を行う。
2	地 震 想 定 避 難 訓 練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を行う。
3	日 中 避 難 訓 練	日中の火災を想定して避難誘導の訓練を行う。
備 考		<ul style="list-style-type: none">・毎月1回防災委員会開催。・各園の応援研修(避難経路や応援時の対応を学ぶ)・必要に応じ追加訓練を行う。

(別紙5)

職 員 研 修 実 施 計 画

1 施設内研修

区 分	実施時期	研 修 内 容	対 象 職 員
新任研修	随時	法人理念、就業規則等	全新採用職員
法人研修	年 10 回程度	職員研修（専門知識・技術研修） 法人の共通テーマ等	全職員
園内研修	随時	W e b 研修 専門知識・技術・復命研修等	全職員

2 施設外研修

主催別	区 分	研 修 会 名	対 象 職 員
県または 県社協主 催のもの	現任研修	<ul style="list-style-type: none">・ 新任職員研修・ 中堅職員研修・ 指導的職員研修・ 管理的職員研修・ 給食関係職員研修・ 看護職員研修・ テーマ別研修・ 強度行動障害支援者養成研修	職務経験3年未満処遇職員 職務経験4年以上処遇職員 主任等の役職 管理者・補佐 管理栄養士 看護職員 当該職員 当該職員
福祉協会 等のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none">・ 全国知的障害関係施設職員研究大会・ 北陸地区知的障害関係施設職員研究大会・ 新潟県知的障害者福祉協会全県会員研修・ 地区別会員研修会・ 新潟市知的障がい施設連絡会研修会・ 先進施設視察研修	全職員

3 その他の研修

区 分	期 日	内 容	対 象 職 員
自主研修	適時	・ 専門職員に関する全国または地方規模の研修会、講習会、学会等に参加希望があった時、その職務遂行上有効と認められた場合参加させる	全職員
技能講習等	主催者側で 定めた日	<ul style="list-style-type: none">・ 防火管理者講習会・ 危険物取扱講習会・ 交通安全管理者講習会	全職員

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研修中止・オンライン研修への変更あり。

令和3年度 第2みずほ園 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分6～41名、区分5～6名、区分4～3名、区分3～1名

平均区分：5.7

予想利用率：施設入所支援95%、生活介護95%、短期入所：96%

加算：夜勤職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、医師配置加算、人員配置体制加算、福祉専門職員配置加算、常勤看護職員等配置加算、リハビリテーション加算、食事提供体制加算、延長支援体制加算、送迎加算、短期利用加算、栄養士配置加算、処遇改善加算

職員数：（男性：20名、女性：22名）計42名 平均年齢：34.95歳

実配置：管理者1名 サービス管理責任者1名 管理栄養士1名

生活支援員等39名 常勤換算：37.7名

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障害者に対し、主に昼間において、入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会を提供する
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障害者につき、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的実施する
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（利用者誕生日を起点に支援計画を作成、6か月ごとの見直しを行う）
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙1）
 - ア 新型コロナウイルス感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う
 - イ 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努める
 - ウ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努める
 - エ 日本歯科大学新潟病院の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施し、口腔衛生に努める
 - ④ 「福祉サービス第三者評価」を受審する。

- ⑤ 行事 行事計画（別紙2）
地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施する
- ⑥ 機能訓練 機能訓練計画（別紙3）
医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がい予防に努める（リハビリテーション実施計画作成、見直し～3ヶ月毎、年4回）
- ⑦ 食事
ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努める（栄養ケア計画作成、見直し～3ヶ月毎、年4回）
イ 食事形態及び治療食など、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努める
ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努める
エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努める
- ⑧ 防災・安全対策 防災計画（別紙4）
ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄する
ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行う
エ 「火災一斉メールシステム」を活用する
オ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努める
- ⑨ 所持金の管理
「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努める
- ⑩ 施設環境整備
ア 居室エアコン入替リース7台
イ ナースコール制御機、アンテナ入替
カ 発電機蓄電池交換
キ ICT導入
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
「新潟市地域生活支援拠点等事業」への登録を行い、緊急短期入所を受入れる
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- ① ボランティアを計画的に受入れる
③ 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れる
④ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
⑤ 地域行事等に参加し交流を深める
⑥ 補導委託制度に基づく「補導委託先」を受諾する
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。
職員研修実施計画（別紙5）
- ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する
② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する
③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図る
④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図る
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
家族、成年後見人等との情報交換に努める

(別紙1)

保健衛生計画

月	保健行事	実施項目	備考
4			
5	胸部レントゲン(利用者) 内科検診・尿検査(利用者)	衣類の調整 手すり拭き励行	・害虫駆除
6	健康診断(全職員)		
7	夏の健康管理		
8	夏の健康管理	室温調整 園内清掃 手すり拭き励行	・害虫駆除 ・水分を十分に摂る
9	腸内細菌検査(全職員) 歯科検診(利用者)		
10	肺炎予防球菌予防接種(65歳以上)		
11	インフルエンザ予防接種 (利用者、職員) 常時服薬者血液検査(利用者)	うがい、手洗い励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 手すり拭き励行	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防 ・咳エチケット
12	冬の健康管理 内科検診・尿検査(利用者) 健康診断(夜勤業務従事者)		
1	冬の健康管理	うがい、手洗い励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 手すり拭き励行	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防 ・咳エチケット
2	冬の健康管理		
3	冬の健康管理		
備考	・在宅診療チームによる歯科診療(毎週1回)新潟みずほ園歯科診療室 ・バイタルチェック(体重測定、血圧測定)毎月1回 ・歯磨きの励行に努める ・腰痛対策に努める ・新型コロナウイルス予防接種予定(月日は未定)		

(別紙2)

行事計画

月	行事名		
	上旬	中旬	下旬
4	お花見		
5	開所記念日		
6			
7	七夕(保古野木保育園協力のもと)		第2みずほ園納涼会
8			
9	防災炊出し		
10			
11			ハロウィン
12			利用者忘年会、クリスマス
1	正月振舞い、七草	利用者新年会	
2	節分		
3	桃の節句		春彼岸

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、例年開催している「福祉会まつり」「下越地区オセロ交流会」「下越地区スポーツ交流会」が中止となった。

※「親子三代ふれあい会」への参加も見合わせる事となった。

※施設の行事の際は、飲酒も取り入れた献立を提供。

※ 行事食等

次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

- ・5月 開所記念日、端午の節句
- ・7月 七夕、土用丑の日
- ・9月 防災の日(非常食) 非常食を炊き出し形式で提供していく。
敬老の日、秋彼岸
- ・10月 ハロウィンメニュー
- ・12月 冬至、クリスマスイヴ、大晦日
- ・1月 元旦、七草
- ・2月 節分
- ・3月 桃の節句、春彼岸

(別紙3)

機能訓練計画

疾患別	主な訓練内容
脳性麻痺 脳炎後遺症	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・臥位、座位時のポジショニング
自閉症 知的障害 ダウン症	・行動分析療法 ・認知機能訓練 ・コミュニケーション訓練
脳血管障害 頭部外傷	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練 ・歩行訓練
低酸素脳症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立位、歩行訓練
<整形疾患> ・脊椎損傷(頸椎損傷) ・頸椎症性脊髄症	・関節可動域訓練 ・残存機能の維持強化訓練
<遺伝性疾患> ・筋ジストロフィー ・遺伝性脳症血管病	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練
<神経変性疾患> ・亜急性連合性脊髄変性症 ・パーキンソン症候群 ・精髄小脳変性症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
廃用性筋萎縮	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
重症全身火傷	・関節可動域訓練 ・ポジショニング
多発性硬化症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
てんかん	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
<精神疾患> ・うつ病 ・双極性障害 ・統合失調症	・リラクゼーション訓練 ・創作活動訓練

※機能に合わせたADL訓練(環境設定)を実施

※全体的に高齢となっており、認知症の予防訓練も必要に応じて実施(個別・集団にて対応)

※補装具・日常生活用具の検討、公費助成申請手続き

※咀嚼・嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔・嚥下体操を実施

(別紙4)

防 災 計 画

月	訓 練 種 別	内 容
4	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とする。
5	総 合 訓 練 (消防団との合同避難訓練) 夜 間 想 定 避 難 訓 練	新潟市消防団西方面隊中野小屋分団に協力を要請し、夜間 想定避難訓練を実施する。終了後、消防団による放水訓練 の見学及び消防団との反省会を開き、防災意識の高揚を図 る。
6	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消 火 器 訓 練	業者に依頼し水消火器の使用方法の指導受け、水消火機を 使用した訓練を行う。
8	放 水 訓 練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水 害 想 定 避 難 訓 練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を行う。
10	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行 う。
11	総 合 訓 練 (消防団との総合避難訓練) 通 報 訓 練	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避 難誘導訓練を行う。出火現場は当番施設のみにし、他園は 応援、待機をする。避難訓練と同時に通報訓練も行う。終 了後、消防署員との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
12	通 報 ・ 連 絡 訓 練	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。
1	防 災 研 修	防災に関する映像を上映し、防災意識の向上に努める。
2	地 震 想 定 避 難 訓 練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
3	消 火 器 訓 練	消防署より水消火器を借用し、消火訓練を実施する。
備 考	・防災委員会：毎月1回開催 ・各園の応援研修(避難経路や応援時の対応を学ぶ) ・必要に応じ訓練の変更、追加を行う。	

(別紙5)

職員研修実施計画

1 施設内研修

区分	実施時期	研修内容	対象職員
法人新人職員研修	4月1日～3日	法人の理念（就業規則について）	全新採用職員
法人全体研修	年1回	職員研修(専門知識・技術研修)	全職員
法人内部研修	随時	法人の共通テーマ等	全職員
内部研修	年間計画	専門知識・技術研修・復命研修等 ウェブ研修	全職員

2 施設外研修

主催別	区分	研修会名	参加者等
県又は県社協 主催のもの	現任研修	<ul style="list-style-type: none">・新任職員研修・中堅職員研修・指導的職員研修・管理的職員研修・職場研修担当者研修会・看護職員研修・テーマ別研修・強度行動障害支援者養成研修・喀痰吸引等研修・給食関係職員研修	<ul style="list-style-type: none">・職務経験3年未満処遇職員・職務経験4年以上処遇職員・主任及びそれに該当する職員・管理者、補佐・職場研修担当者・施設看護職員・当該職員・当該職員・当該職員・管理栄養士
身体障害者 施設協議会 等のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none">・全国身体障害者施設協議会 研究大会・関東・甲信越地区身体障害 者施設職員研修大会・新潟県身体障害者施設協議 会職員研修会	<ul style="list-style-type: none">・当該職員

3 その他の研修

区分	期日	内容	参加者等
自主研修	適時	・専門職員に関する全国または地方 規模の研修会、講習会、学会等に 参加希望があった時、その職務遂行上 有効と認められた場合参加させる	全職員 (若干名)
技能講習会等	主催者側で 決めた日	<ul style="list-style-type: none">・防火管理者・危険物取扱講習会・交通安全管理者講習会	全職員 (若干名)

令和3年度 工房はたや 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 地元西川地域の一員として、主体的に地域福祉の向上・増進に努めます。
- (8) 授産作業による収益が増えるよう努め、利用者の給料向上を目指します。

2 事業内容

予想利用率：就労継続支援B型 100% 生活介護 90%

加算：福祉専門職員配置等加算、施設外就労加算、重度者支援体制加算、
目標工賃達成指導員配置加算、送迎加算、処遇改善加算

職員数：（男性4名、女性5名）計9名、平均年齢：38.7歳

実配置：管理者1名 サービス管理責任者1名

生活支援員等7名 常勤換算：就労B4.5名・生活介護1.5名

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 就労継続支援B型
 - ② 生活介護
 - ③ 日中一時支援
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に、職員個々が目標を設定し、倫理を意識した支援に努める
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者の声の傾聴に努める
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（6か月ごとの見直しを行う）
 - ② 各種マニュアル、安全対策の周知徹底に努める
 - ③ 就労継続支援B型
 - ア 授産作業を通じて、作業意欲や作業態度・一般社会のルール理解向上を図り、就労に適応できる体力・精神を支援する
 - イ 基礎的な技術や技能を高める
 - ウ 作業を通じて、人間関係を育て社会性を高める
 - エ 作業種目
 - ・授産作業（シート作業、封入作業、セット包装、資源回収など）
 - ・法人内の委託作業（除草、清掃、物品補充・在庫確認など）
 - ・施設外就労（福祉の店パレット販売業務）
 - オ 障がい者関連法規・新潟県工賃向上計画に基づいた利用者給料向上に努める

- ④ 生活介護
 - 常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定める者につき、主に昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を提供します
- ⑤ 行事
 - ア 利用者の意見を取入れながら、様々なプログラムの提供に努める
 - イ 社会体験活動としてグループ外出を実施する
 - ウ 土日祝祭日の開所日には、レクリエーションなどを取入れ余暇の充実を図ることにより働く意欲を高める
- ⑥ 保健衛生
 - ア 新型コロナウイルス感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う
 - イ 利用者一人ひとりの健康状態の的確な把握及び維持に努める
 - ウ 日常的に手洗い・うがい励行など感染予防に努める
 - エ 感染症の発生時には、消毒や閉所など適切な対応をする
 - オ 毎月1回の体重測定を実施する
- ⑦ 防災・安全対策
 - ア 火災の予防に努めるとともに、風水害を含めた防災計画を策定し、これに基づき利用者および職員に対し、年に2回、防災訓練を実施する
 - イ 施設セキュリティシステムの契約により、防犯・防火対策をする
- ⑧ 家族等との連携
 - 家族・成年後見人との情報交換により、利用者の支援体制を図る
- ⑨ 施設環境整備
 - 施設内の整理整頓を心がけ、安全に気持ち良く作業や活動を行える環境を提供するため、日々の安全点検に努め、安全対策を行う
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
 - ① 日中一時支援事業（高校生以上、定員2名）
 - ② 体験事業（職員同伴の中学生）
 - ③ 特別支援学校中学部・高等部生徒の現場実習
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と、心のバリアフリーの促進に努めます。
 - ① 実習生（大学・短大・専門学校）を計画的に受け入れる
 - ② ボランティアを積極的に受け入れる
 - ③ 地域の保育園・小・中・高等学校、特別支援学校との交流を深める
 - ④ 西川地区や西蒲区、近隣市区のイベントや会議・研修に参加し連携に努める
 - ⑤ 地元地域の活動（クリーン活動・商工会など）に積極的に参加する
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
 - ① 各種研修会への参加
 - 全国社会福祉協議会、新潟県社会福祉協議会、新潟県社会就労センター連絡協議会、新潟県知的障害者福祉協会、新潟市知的障がい施設連絡会、西川商工会、その他、職務に有効な研修に積極的に参加する
 - ② 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図る
- (7) 地元西川地域の一員として、主体的に地域福祉の向上・増進に努めます。
- (8) 授産作業による収益が増えるよう努め、利用者の給料向上を目指します。

(別紙) 行事計画

月	内 容	地域行事
4	花見	
5		
6		
7	七夕(生活介護)	
8	納涼会	西川まつり
9	グループ外出	
10	ハロウィン(生活介護) グループ外出	時代激まつり (西川)
11		
12	クリスマス(生活介護) 忘年会	
1	新年会・初詣	
2	節分(生活介護)	
3	ひな祭り(生活介護)	

※地域行事への参加は主催者の意向による。

令和3年度 檜の木 事業計画

1 運営方針

- (1) グループホームの適正な事業運営に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) バックアップ施設との連携を図りながら、利用者ニーズ・ご意向の傾聴による個別支援計画の作成と、ニーズの実現に努め、適切な支援を確保します。
- (4) 利用者にとって、居心地のよい居住の場となるよう、安全で快適な生活環境の整備に努めます。
- (5) 地域との交流を図り、連携に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 令和4年4月開設予定とし、もみじ・あじさいの建替え計画を進めます。

2 事業内容

共同生活援助

障害支援区分：区分6～6名、区分5～3名、区分4～8名、区分3～10名
区分2～8名、区分1以下～3名 平均区分3.4

予想利用率 96.4%

加算：夜間支援体制加算Ⅱ、日中支援加算Ⅰ、医療連携体制加算Ⅴ、
福祉専門職員配置加算、重度障害者支援加算、処遇改善加算、特定処遇加算
職員数：(男性5名、女性27名)、計32名

実配置：管理者1名 サービス管理責任者2名 生活支援員6名 計9名
常勤換算数生活支援員等6.2名 平均年齢40歳
世話人 断続的労働17名 昼勤務6名 計23名
常勤換算数世話人10.2名 平均年齢65歳

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 共同生活援助事業
 - (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める(支援計画作成・見直し時期～6か月ごと：年2回)
 - ② 利用者の尊厳と権利を擁護するとともに、自己選択・自己決定を尊重し、エンパワメントの向上を目指した支援の実践に努める
 - ③ 利用者の個人情報の重要性を確認し、個人情報の保護を図る
 - (3) バックアップ施設との連携を図りながら、適切な支援を確保します。
 - ① 自立生活支援
 - ア 自分らしく暮らすことができるよう、利用者一人ひとりのご意向とニーズを尊重した支援計画の遂行と、解決すべき課題に即した支援に努める
 - イ 地域住民の一人として責任ある行動をとり、地域から信頼と協力が得られるよう支援する

② 行 事

誕生会や、季節ごとの行事である七夕、節分、ひな祭り、忘年会や新年会等には、行事食を提供したり、外食の日を設ける等、利用者の嗜好や希望を取り入れ生活に潤いと季節感が感じられるよう努める

③ 健康管理

ア 新型コロナ感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う

イ 毎月の体重測定・血圧測定や定期検診を実施するとともに、健康状態の的確な把握に努め、疾病の早期発見・早期治療に努める

ウ 希望者には、インフルエンザ予防接種を実施しインフルエンザ予防に努める

エ 看護師体制を充実させ日常的な健康管理、医療ニーズへの適正な対応をします

④ 食事の提供

ア 利用者の健康状態を考慮し、疾病予防と健康増進を図れるよう、油分、塩分を抑えた食事を美味しく食べやすく提供する

イ 食事が美味しく楽しく食べられるような環境整備、雰囲気づくりに努める。

ウ 衛生管理に留意し、安全な食事を提供する

(4) 安全で快適な生活環境の整備に努めます。

① 防災・安全対策

ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する

イ 年に2回、防災避難訓練を実施し、安全対策、地域との連携を図る

ウ 新潟市に「災害時要援護者登録」を行い、災害時における地域住民への援護協力を実施する

(5) 地域との交流を図り、連携に努めます。

日頃より、地域の祭り、地域防災訓練への参加などを通して、近隣住民との交流を図り、障がい者理解に努める

(6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。

① 職員の資質向上のため、各種の研修会への参加を推進し自己研鑽に努める
世話人研修会への参加（年1回）

② 職員のメンタルヘルスケアを図る

(7) 家族等との連携に努めます。

家族、成年後見人との情報交換により、利用者の情緒安定を図る

令和3年度 年間計画

月	内 容	備 考
4	春まつり（西川地区）	誕生会～利用者の誕生日 体重・血圧測定～毎月 職員・世話人腸内細菌検査～年2回 年7回 行事食（6、7、10、12、1、2、3月）
5	通報訓練	
6	みずき野地域一斉清掃、防災訓練 避難訓練	
7	七夕 消火訓練	
8	西川まつり（西川地域） みずき野夏まつり 基本健診	
9	避難訓練	
10	西川地域自主防災訓練	
11	世話人研修会	
12	クリスマス・忘年会	
1	新年会	
2	節分	
3	ひな祭り	

※地域行事への参加は主催者の意向による。

令和3年度 わぁ〜らく 事業計画

1 運営方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び関係法令を遵守し、適正な事業運営に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者の個別性を尊重し、自立した生活を営めるよう支援に努めます。
- (4) 関係機関との連携を図り、地域の社会資源として誠実な対応に努めます。
- (5) 相談支援における専門性の向上に努めます。
- (6) 職員の能力が発揮できるよう職場環境の向上に努めます。

2 事業内容

相談支援専門員3名で、(1) (2) (3) -②の業務を行う

実配置：管理者1名 相談支援専門員3名 平均年齢：41.7歳

(1) 指定特定相談事業・指定障害児相談支援事業

① 計画相談支援 [想定数 925件]

- ・サービス支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画（以下「計画」）案を作成する
- ・支給決定または変更後、サービス事業所等との連絡調整、計画の作成
- ・サービス支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しをする（モニタリング）
- ・サービス事業所等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の支援を行う
- ・「新潟市地域生活支援拠点等事業」への登録を検討する。

② 基本相談支援

- ・障がい者（児）および保護者または介護者等からの相談に対応する

(2) 指定一般相談事業

① 地域移行支援 [想定数 1件]

- ・障がい者支援施設に入所しているまたは精神科に入院している障がい者に対し、住居の確保など地域生活に移行するために必要な支援を行う

② 地域定着支援 [想定数 1件]

- ・自宅で単身生活する方等に対して常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行う

(3) 市町村事業受託

① 「新潟市障がい者基幹相談支援センター西」代表法人受託

相談員2名、事務員兼相談員補助1名 出向

② 障がい支援区分認定調査員 契約受託先：新潟市、他

3 地域のセーフティネット形成活動

新潟市障がい者地域自立支援協議会、西蒲区障がい者地域自立支援協議会に係る会議、班活動等への参加。その他、必要な会合への参加

令和3年度 みつと事業計画

1 運営方針

- (1) 利用者（児）が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (2) 適切な管理運営に努めます。
- (3) 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供します。

2 事業内容

居宅介護、同行援護、行動援護、移動支援、福祉有償運送

職員数：（男性2名、女性3名）計5名 平均年齢41.8歳

実配置：管理者1名 サービス提供責任者1名

生活支援員3名 常勤換算：2.7名

- (1) 利用者（児）が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援します。
利用者または家族に対して適切な相談及び助言を行う
- (2) 適切な管理運営に努めます。
地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、社会地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める
- (3) 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供します。
 - ① サービス提供方法などを丁寧に理解しやすく説明に努める
 - ② 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術による支援に努める

3 重点事項

- (1) 居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援の支援内容の充実を図ります。
- (2) 他事業所、関係機関との連携に努めます。
- (3) 安全な運転を心がけます。

令和3年度 おおらい 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と、心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 地域との交流を図り、連携に努めます。

2 事業内容

予想利用率：生活介護 90%

加算：送迎加算、重度障害者支援体制加算、重度障害者支援個人加算、
リハビリテーション加算、処遇改善加算、福祉専門職員配置等加算

職員数：(男性3人、女性4人)計7人 平均年齢：37.7歳

実配置：管理者・サービス管理責任者兼務1名

生活支援員等5名 常勤換算：4.6名

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護
常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定める者につき、主に昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又はリハビリ活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を行い意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に、職員個々が目標を設定し、倫理を意識した支援に努める
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める
(利用者誕生月を起点に支援計画を作成、見直し時期～6か月毎 年2回)
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生
 - ア 新型コロナ感染症については、法人のマニュアルに沿った対応を行う

- イ 嘱託医と連携をとり、健康管理に努める
 - ウ 利用者一人ひとりの健康状態の把握と身体機能の維持に努める
 - エ 毎日のバイタルチェックを実施する
 - オ 日常的に手洗い・うがい励行など感染症予防に努める
 - カ 除菌機能付エアコンや微弱酸性電解水を使用した噴霧器やスプレーボトルの設置、各箇所の清掃・消毒・除菌を行い感染症予防に努める
- ④ 入浴
- 一般浴槽と特殊浴槽を使用し、利用者一人ひとりに合わせた安全な入浴の提供に努める
- ⑤ 食事
- ア 配食サービス業者を利用し、栄養バランスと彩りを考慮した安心・安全な食事の提供に努める
 - イ 配食サービス業者と連携し、利用者一人ひとりに合った食事形態の提供に努める
- ⑥ 活動
- ア 楽しみのある活動の提供に努める
 - イ 余暇活動（パズル、読書、音楽視聴、カラオケなど）
 - ウ 創作活動（絵画、塗り絵、貼り絵など、個別や全体で実施）
 - エ 個別活動（利用者本人の趣味活動など）
 - オ リハビリ活動
（法人作業療法士作成による個別メニューやレクリエーションなどの全体メニューの実施）
- ⑦ 行事
- ア 四季を感じられる行事の提供に努める
 - イ 外出、ドライブ、近隣コンビニへ買い物等実施する
 - ウ 新潟市アグリ・ケア・プログラムを利用し行事の提供に努める
- ⑧ 機能訓練
- 医師の診断に基づき、作業療法士作成による機能維持訓練の提供と予防に努める
- （リハビリテーション実施計画書作成・見直し時期～3か月毎 年4回）
- ⑧ 防災・安全対策
- ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
 - イ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努める
 - ウ セキュリティシステムの契約により、防犯対策に努める
- ⑨ 家族等との連携
- 家族・成年後見人との情報交換に努め、利用者の支援体制を図る
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。

日中一時支援事業（定員 3 名）

- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と、心のバリアフリーの促進に努めます。
 - ① 実習生（大学・短大・専門学校）を計画的に受け入れる
 - ② ボランティアを積極的に受け入れる
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルスケア対策の推進を図ります。
 - ① 法人研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する
 - ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する
 - ③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスを図る
- (7) 地域との交流を図り、連携に努めます。

地域自治会行事に参加などを通し、近隣住民との交流を図り障がい者理解に努める

年間計画

月	内 容	備 考
4	お花見	検温・血圧測定～毎日
5	健康診断（職員）	うがい・手洗いの励行～毎日
6	カラオケ大会 防災訓練（火災）	5～9月 外に出る活動 （散歩・ドライブ・外出など）
7	七夕行事	10～3月 室内での活動 （カラオケ・レクリエーションなど）
8	みずき野夏まつり	みんなで創作活動～年6回 （5、6、11、1、2、3月）
9	防災訓練（地震）	地域交流活動
10	ハロウィン行事	新潟市アグリ・ケア・プログラムの活用～適宜
11	みずき野東作品展	
12	みずき野餅つき クリスマス会	
1	新年会	
2	節分行事	
3	ひな祭り	

新潟みずほ福祉会組織体制

本 部

本部長	海老 郁夫	(基幹西管理者)
副本部長	多賀 邦夫	(危機管理)
副本部長	田中 順	(統括管理者)
総務部長	五十嵐秀行	
企画室長	金子 浩	

新潟みずほ園

管理者	田中 順	(兼務)
-----	------	------

みのり園

管理者	渡邊 晴美	
-----	-------	--

第2みずほ園

管理者	瀧澤千代美	
-----	-------	--

工房はたや

管理者	田中 敦子	
-----	-------	--

檜の木

管理者	多賀 邦夫	(兼務)
-----	-------	------

わぁ～らく

管理者	本井ひろみ	
-----	-------	--

みっと

管理者	本井ひろみ	(兼務)
-----	-------	------

おおらい

管理者	小西 幸弘	
-----	-------	--

社会福祉法人 新潟みずほ福社会
令和2年度第5回理事会

資料集2

令和2年度第3次補正予算
令和3年度収支予算書

令和3年3月24日

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
会計単位名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

令和 2年度 3次補正収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
就労支援事業収入	26,581,609	0	26,581,609	
障害福祉サービス等事業収入	1,265,226,419	0	1,265,226,419	
その他の事業収入	31,413,315	0	31,413,315	
私的契約利用料収入	0	0	0	
借入金利息補助金収入	0	0	0	
経常経費寄附金収入	300,000	0	300,000	
受取利息配当金収入	71,000	0	71,000	
その他の収入	9,289,200	0	9,289,200	
流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
事業活動収入計(1)	1,332,881,543	0	1,332,881,543	
人件費支出	861,918,234	800,000	862,718,234	
事業費支出	196,324,439	600,000	196,924,439	
事務費支出	163,580,735	4,015,000	167,595,735	
就労支援事業支出	25,637,925	0	25,637,925	
授産事業支出	0	0	0	
利用者負担軽減額	0	0	0	
支払利息支出	0	0	0	
その他の支出	2,355,060	0	2,355,060	
流動資産評価損等による資金減少額	420,000	0	420,000	
事業活動支出計(2)	1,250,236,393	5,415,000	1,255,651,393	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	82,645,150	△5,415,000	77,230,150	
施設整備等補助金収入	5,500,000	0	5,500,000	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
設備資金借入金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
その他の施設整備等による収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	5,500,000	0	5,500,000	
設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
固定資産取得支出	23,305,501	△4,015,000	19,290,501	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	15,576,672	0	15,576,672	
その他の施設整備等による支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	38,882,173	△4,015,000	34,867,173	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△33,382,173	4,015,000	△29,367,173	
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
長期貸付金回収収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
積立資産取崩収入	38,026,904	0	38,026,904	
事業区分間長期借入金収入	0	0	0	
拠点区分間長期借入金収入	0	0	0	
事業区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
拠点区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
事業区分間繰入金収入	0	0	0	
拠点区分間繰入金収入	241,801,872	29,385,374	271,187,246	
サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
その他の活動による収入	26,000	0	26,000	
その他の活動収入計(7)	279,854,776	29,385,374	309,240,150	
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
積立資産支出	89,058,638	43,493,557	132,552,195	
事業区分間長期貸付金支出	0	0	0	
拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	
事業区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
拠点区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
事業区分間繰入金支出	0	0	0	
拠点区分間繰入金支出	241,801,872	29,385,374	271,187,246	
サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
その他の活動による支出	3,390,382	0	3,390,382	
その他の活動支出計(8)	334,250,892	72,878,931	407,129,823	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△54,396,116	△43,493,557	△97,889,673	
予備費支出(10)	9,964,112	27,500,000	37,464,112	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△15,097,251	△72,393,557	△87,490,808	
前期末支払資金残高(12)	321,618,211	96,071,806	417,690,017	
当期末支払資金残高(11)+(12)	306,520,960	23,678,249	330,199,209	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	本部

令和 2年度 3次補正本部 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
受取利息配当金収入	67,000	0	67,000	
受取利息配当金収入一般	67,000	0	67,000	
その他の収入	1,379,100	0	1,379,100	
雑収入	1,379,100	0	1,379,100	
事業活動収入計(1)	1,446,100	0	1,446,100	
人件費支出	77,589,467	0	77,589,467	
役員報酬支出	480,000	0	480,000	
職員給料支出	48,449,980	0	48,449,980	
職員賞与支出	16,410,863	0	16,410,863	
退職給付支出	1,811,000	0	1,811,000	
法定福利費支出	10,437,624	0	10,437,624	
事務費支出	44,613,716	4,015,000	48,628,716	
福利厚生費支出	2,192,628	0	2,192,628	
職員被服費支出	90,000	0	90,000	
旅費交通費支出	430,000	0	430,000	
研修研究費支出	798,000	0	798,000	
事務消耗品費支出	1,395,907	0	1,395,907	
印刷製本費支出	763,120	0	763,120	
燃料費支出	50,000	0	50,000	
修繕費支出	500,000	0	500,000	
通信運搬費支出	2,380,892	0	2,380,892	
会議費支出	40,000	0	40,000	
広報費支出	2,552,820	0	2,552,820	
業務委託費支出	14,072,680	4,015,000	18,087,680	
手数料支出	977,864	0	977,864	
保険料支出	35,700	0	35,700	
賃借料支出	8,469,300	0	8,469,300	
租税公課支出	300,000	0	300,000	
保守料支出	1,328,000	0	1,328,000	
渉外費支出	722,000	0	722,000	
諸会費支出	206,000	0	206,000	
雑支出	7,308,805	0	7,308,805	
その他の支出	15,660	0	15,660	
雑損失	15,660	0	15,660	
事業活動支出計(2)	122,218,843	4,015,000	126,233,843	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△120,772,743	△4,015,000	△124,787,743	
施設整備等補助金収入	4,500,000	0	4,500,000	
施設整備等補助金収入	4,500,000	0	4,500,000	
施設整備等収入計(4)	4,500,000	0	4,500,000	
固定資産取得支出	8,900,000	△4,015,000	4,885,000	
器具及び備品取得支出	1,544,400	0	1,544,400	
ソフトウェア取得支出	7,355,600	△4,015,000	3,340,600	
ファイナンス・リース債務の返済支出	6,103,560	0	6,103,560	
1年以内返済予定リース債務返済支出	6,103,560	0	6,103,560	
施設整備等支出計(5)	15,003,560	△4,015,000	10,988,560	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△10,503,560	4,015,000	△6,488,560	
積立資産取崩収入	594,000	0	594,000	
退職給付引当資産取崩収入	594,000	0	594,000	
拠点区分間繰入金収入	222,571,471	29,385,374	251,956,845	
拠点区分繰入金収入新潟みずほ園	79,827,458	6,866,300	86,693,758	
拠点区分繰入金収入みのり園	71,748,553	6,673,240	78,421,793	
拠点区分繰入金収入第2みずほ園	61,043,121	7,099,385	68,142,506	
拠点区分繰入金収入工房はたや	1,704,515	4,925,750	6,630,265	
拠点区分繰入金収入樫の木	8,247,824	3,820,699	12,068,523	
その他の活動収入計(7)	223,165,471	29,385,374	252,550,845	
積立資産支出	84,083,538	43,493,557	127,577,095	
退職給付引当資産支出	216,000	0	216,000	
建設積立資産支出	83,867,538	43,493,557	127,361,095	
拠点区分間繰入金支出	4,284,562	△4,284,562	0	
拠点区分繰入金支出センター	4,284,562	△4,284,562	0	
その他の活動による支出	15,660	0	15,660	
長期前払費用支出	15,660	0	15,660	
その他の活動支出計(8)	88,383,760	39,208,995	127,592,755	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	134,781,711	△9,823,621	124,958,090	
予備費支出(10)	3,637,408	3,000,000	6,637,408	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△132,000	△12,823,621	△12,955,621	
前期末支払資金残高(12)	70,000,000	12,955,621	82,955,621	
当期末支払資金残高(11)+(12)	69,868,000	132,000	70,000,000	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	新潟みずほ園

令和 2年度 3次補正新潟みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	357,847,245	0	357,847,245	
自立支援給付費収入	323,526,826	0	323,526,826	
利用者負担金収入(障害)	180,000	0	180,000	
補足給付費収入	5,640,000	0	5,640,000	
特定費用収入	28,500,419	0	28,500,419	
その他の事業収入	787,000	0	787,000	
その他の事業収入	787,000	0	787,000	
その他の収入	563,900	0	563,900	
利用者等外給食費収入	200,000	0	200,000	
雑収入	363,900	0	363,900	
事業活動収入計(1)	359,198,145	0	359,198,145	
人件費支出	191,797,102	0	191,797,102	
職員給料支出	118,353,132	0	118,353,132	
職員賞与支出	38,559,970	0	38,559,970	
非常勤職員給与支出	6,171,457	0	6,171,457	
退職給付支出	3,479,500	0	3,479,500	
法定福利費支出	25,233,043	0	25,233,043	
事業費支出	52,411,052	0	52,411,052	
給食費支出	19,098,652	0	19,098,652	
介護用品費支出	8,954,738	0	8,954,738	
保健衛生費支出	1,280,050	0	1,280,050	
医療費支出	10,000	0	10,000	
被服費支出	80,000	0	80,000	
教養娯楽費支出	316,352	0	316,352	
水道光熱費支出	12,800,000	0	12,800,000	
燃料費支出	20,000	0	20,000	
消耗器具備品費支出	1,312,574	0	1,312,574	
保険料支出	646,768	0	646,768	
賃借料支出	6,523,958	0	6,523,958	
車輛費支出	867,960	0	867,960	
雑支出	500,000	0	500,000	
事務費支出	34,717,233	0	34,717,233	
福利厚生費支出	1,416,331	0	1,416,331	
職員被服費支出	1,440,000	0	1,440,000	
旅費交通費支出	30,000	0	30,000	
研修研究費支出	700,000	0	700,000	
事務消耗品費支出	300,000	0	300,000	
印刷製本費支出	20,000	0	20,000	
修繕費支出	1,500,000	0	1,500,000	
通信運搬費支出	320,080	0	320,080	
広報費支出	90,750	0	90,750	
業務委託費支出	25,543,900	0	25,543,900	
手数料支出	774,370	0	774,370	
租税公課支出	165,100	0	165,100	
保守料支出	2,004,302	0	2,004,302	
渉外費支出	150,000	0	150,000	
諸会費支出	192,400	0	192,400	
雑支出	70,000	0	70,000	
その他の支出	201,000	0	201,000	
利用者等外給食費支出	200,000	0	200,000	
雑損失	1,000	0	1,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	
徴収不能額	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	279,226,387	0	279,226,387	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	79,971,758	0	79,971,758	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	668,400	0	668,400	
建物取得支出	151,937	0	151,937	
建物付属設備取得支出	140,663	0	140,663	
器具及び備品取得支出	375,800	0	375,800	
ファイナンス・リース債務の返済支出	5,103,000	0	5,103,000	
1年以内返済予定リース債務返済支出	5,103,000	0	5,103,000	
施設整備等支出計(5)	5,771,400	0	5,771,400	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△5,771,400	0	△5,771,400	
積立資産取崩収入	9,597,600	0	9,597,600	
退職給付引当資産取崩収入	270,000	0	270,000	
施設整備等積立資産取崩収入	9,327,600	0	9,327,600	
その他の活動収入計(7)	9,597,600	0	9,597,600	

令和 2年度 3次補正新潟みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
積立資産支出	702,000	0	702,000	
退職給付引当資産支出	702,000	0	702,000	
拠点区分間繰入金支出	79,827,458	6,866,300	86,693,758	
拠点区分繰入支出本部	79,827,458	6,866,300	86,693,758	
その他の活動による支出	921,612	0	921,612	
長期前払費用支出	921,612	0	921,612	
その他の活動支出計(8)	81,451,070	6,866,300	88,317,370	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△71,853,470	△6,866,300	△78,719,770	
予備費支出(10)	1,866,300	5,000,000	6,866,300	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	480,588	△11,866,300	△11,385,712	
前期末支払資金残高(12)	57,394,477	8,876,240	66,270,717	
当期末支払資金残高(11)+(12)	57,875,065	△2,990,060	54,885,005	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	みのり園

令和 2年度 3次補正みのり園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	339,005,155	0	339,005,155	
自立支援給付費収入	305,727,156	0	305,727,156	
利用者負担金収入(障害)	24,000	0	24,000	
補足給付費収入	6,210,000	0	6,210,000	
特定費用収入	27,043,999	0	27,043,999	
その他の事業収入	1,870,000	0	1,870,000	
その他の事業収入	1,870,000	0	1,870,000	
受取利息配当金収入	2,000	0	2,000	
受取利息配当金収入一般	2,000	0	2,000	
その他の収入	3,926,200	0	3,926,200	
利用者等外給食費収入	200,000	0	200,000	
雑収入	3,726,200	0	3,726,200	
事業活動収入計(1)	344,803,355	0	344,803,355	
人件費支出	190,798,229	0	190,798,229	
職員給料支出	117,761,968	0	117,761,968	
職員賞与支出	38,347,564	0	38,347,564	
非常勤職員給与支出	6,087,126	0	6,087,126	
退職給付支出	3,469,500	0	3,469,500	
法定福利費支出	25,132,071	0	25,132,071	
事業費支出	53,495,329	0	53,495,329	
給食費支出	21,527,500	0	21,527,500	
介護用品費支出	6,395,996	0	6,395,996	
保健衛生費支出	969,440	0	969,440	
医療費支出	10,000	0	10,000	
被服費支出	30,000	0	30,000	
教養娯楽費支出	187,800	0	187,800	
水道光熱費支出	14,272,320	0	14,272,320	
燃料費支出	435,000	0	435,000	
消耗器具備品費支出	1,076,687	0	1,076,687	
保険料支出	590,826	0	590,826	
賃借料支出	6,475,020	0	6,475,020	
車輛費支出	902,740	0	902,740	
雑支出	622,000	0	622,000	
事務費支出	30,377,770	0	30,377,770	
福利厚生費支出	1,434,514	0	1,434,514	
職員被服費支出	910,000	0	910,000	
旅費交通費支出	20,000	0	20,000	
研修研究費支出	578,040	0	578,040	
事務消耗品費支出	421,960	0	421,960	
印刷製本費支出	26,880	0	26,880	
修繕費支出	1,962,000	0	1,962,000	
通信運搬費支出	417,856	0	417,856	
広報費支出	132,550	0	132,550	
業務委託費支出	22,137,295	0	22,137,295	
手数料支出	222,500	0	222,500	
租税公課支出	129,000	0	129,000	
保守料支出	1,570,275	0	1,570,275	
渉外費支出	150,000	0	150,000	
諸会費支出	144,900	0	144,900	
雑支出	120,000	0	120,000	
その他の支出	201,000	0	201,000	
利用者等外給食費支出	200,000	0	200,000	
雑損失	1,000	0	1,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	
徴収不能額	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	274,972,328	0	274,972,328	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	69,831,027	0	69,831,027	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	7,281,590	0	7,281,590	
建物取得支出	3,531,000	0	3,531,000	
建物付属設備取得支出	2,472,030	0	2,472,030	
器具及び備品取得支出	1,278,560	0	1,278,560	
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,687,392	0	1,687,392	
1年以内返済予定リース債務返済支出	1,687,392	0	1,687,392	
施設整備等支出計(5)	8,968,982	0	8,968,982	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△8,968,982	0	△8,968,982	
積立資産取崩収入	14,126,935	0	14,126,935	
退職給付引当資産取崩収入	260,000	0	260,000	

令和 2年度 3次補正みのり園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
施設整備等積立資産取崩収入	13,866,935	0	13,866,935	
その他の活動収入計(7)	14,126,935	0	14,126,935	
積立資産支出	699,000	0	699,000	
退職給付引当資産支出	699,000	0	699,000	
拠点区分間繰入金支出	71,748,553	6,673,240	78,421,793	
拠点区分繰入支出本部	71,748,553	6,673,240	78,421,793	
その他の活動による支出	754,347	0	754,347	
長期前払費用支出	754,347	0	754,347	
その他の活動支出計(8)	73,201,900	6,673,240	79,875,140	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△59,074,965	△6,673,240	△65,748,205	
予備費支出(10)	1,787,080	4,000,000	5,787,080	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△10,673,240	△10,673,240	
前期末支払資金残高(12)	67,108,607	17,352,120	84,460,727	
当期末支払資金残高(11)+(12)	67,108,607	6,678,880	73,787,487	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	第2みずほ園

令和 2年度 3次補正第2みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	342,105,575	0	342,105,575	
自立支援給付費収入	309,066,614	0	309,066,614	
利用者負担金収入(障害)	144,000	0	144,000	
補足給付費収入	6,360,000	0	6,360,000	
特定費用収入	26,534,961	0	26,534,961	
その他の事業収入	670,000	0	670,000	
その他の事業収入	670,000	0	670,000	
経常経費寄附金収入	300,000	0	300,000	
受取利息配当金収入	2,000	0	2,000	
受取利息配当金収入一般	2,000	0	2,000	
その他の収入	1,155,600	0	1,155,600	
利用者等外給食費収入	200,000	0	200,000	
雑収入	955,600	0	955,600	
事業活動収入計(1)	344,233,175	0	344,233,175	
人件費支出	198,550,873	0	198,550,873	
職員給料支出	121,967,012	0	121,967,012	
職員賞与支出	38,979,167	0	38,979,167	
非常勤職員給与支出	7,134,388	0	7,134,388	
退職給付支出	4,578,500	0	4,578,500	
法定福利費支出	25,891,806	0	25,891,806	
事業費支出	55,052,967	600,000	55,652,967	
給食費支出	19,458,852	0	19,458,852	
介護用品費支出	8,502,446	600,000	9,102,446	
保健衛生費支出	1,046,050	0	1,046,050	
医療費支出	10,000	0	10,000	
被服費支出	100,000	0	100,000	
教養娯楽費支出	211,600	0	211,600	
水道光熱費支出	14,800,000	0	14,800,000	
燃料費支出	80,000	0	80,000	
消耗器具備品費支出	822,172	0	822,172	
保険料支出	672,955	0	672,955	
賃借料支出	7,902,552	0	7,902,552	
車輛費支出	1,076,340	0	1,076,340	
雑支出	370,000	0	370,000	
事務費支出	33,133,218	0	33,133,218	
福利厚生費支出	1,454,138	0	1,454,138	
職員被服費支出	1,470,000	0	1,470,000	
旅費交通費支出	20,000	0	20,000	
研修研究費支出	700,000	0	700,000	
事務消耗品費支出	587,980	0	587,980	
印刷製本費支出	26,880	0	26,880	
修繕費支出	1,533,000	0	1,533,000	
通信運搬費支出	317,200	0	317,200	
広報費支出	90,750	0	90,750	
業務委託費支出	23,885,934	0	23,885,934	
手数料支出	143,060	0	143,060	
租税公課支出	131,000	0	131,000	
保守料支出	2,309,876	0	2,309,876	
渉外費支出	150,000	0	150,000	
諸会費支出	193,400	0	193,400	
雑支出	120,000	0	120,000	
その他の支出	200,000	0	200,000	
利用者等外給食費支出	200,000	0	200,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	
徴収不能額	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	287,037,058	600,000	287,637,058	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	57,196,117	△600,000	56,596,117	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	4,302,115	0	4,302,115	
建物付属設備取得支出	2,923,415	0	2,923,415	
器具及び備品取得支出	1,378,700	0	1,378,700	
ファイナンス・リース債務の返済支出	2,682,720	0	2,682,720	
1年以内返済予定リース債務返済支出	2,682,720	0	2,682,720	
施設整備等支出計(5)	6,984,835	0	6,984,835	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△6,984,835	0	△6,984,835	
積立資産取崩収入	13,448,369	0	13,448,369	
退職給付引当資産取崩収入	864,000	0	864,000	
施設整備等積立資産取崩収入	12,584,369	0	12,584,369	

令和 2年度 3次補正第2みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
その他の活動収入計(7)	13,448,369	0	13,448,369	
積立資産支出	672,000	0	672,000	
退職給付引当資産支出	672,000	0	672,000	
拠点区分間繰入金支出	75,988,960	11,383,947	87,372,907	
拠点区分繰入支出本部	61,043,121	7,099,385	68,142,506	
拠点区分繰入金支出センター	14,945,839	4,284,562	19,230,401	
その他の活動による支出	845,145	0	845,145	
長期前払費用支出	845,145	0	845,145	
その他の活動支出計(8)	77,506,105	11,383,947	88,890,052	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△64,057,736	△11,383,947	△75,441,683	
予備費支出(10)	1,099,385	6,000,000	7,099,385	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△14,945,839	△17,983,947	△32,929,786	
前期末支払資金残高(12)	77,514,947	33,271,789	110,786,736	
当期末支払資金残高(11)+(12)	62,569,108	15,287,842	77,856,950	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	工房はたや

令和 2年度 3次補正工房はたや 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
就労支援事業収入	26,581,609	0	26,581,609	
製造製品売上高収入	3,440,943	0	3,440,943	
仕入商品売上高収入	19,134,472	0	19,134,472	
受託作業収入	4,006,194	0	4,006,194	
障害福祉サービス等事業収入	47,532,226	0	47,532,226	
自立支援給付費収入	47,364,226	0	47,364,226	
利用者負担金収入(障害)	168,000	0	168,000	
その他の事業収入	346,400	0	346,400	
その他の事業収入	346,400	0	346,400	
その他の収入	275,470	0	275,470	
受入研修費収入	70,000	0	70,000	
雑収入	205,470	0	205,470	
事業活動収入計(1)	74,735,705	0	74,735,705	
人件費支出	39,361,955	0	39,361,955	
職員給料支出	24,156,960	0	24,156,960	
職員賞与支出	9,483,855	0	9,483,855	
退職給付支出	356,000	0	356,000	
法定福利費支出	5,365,140	0	5,365,140	
事業費支出	2,151,993	0	2,151,993	
保健衛生費支出	29,980	0	29,980	
医療費支出	10,000	0	10,000	
教養娯楽費支出	514,000	0	514,000	
水道光熱費支出	632,400	0	632,400	
燃料費支出	12,400	0	12,400	
消耗器具備品費支出	170,000	0	170,000	
保険料支出	70,377	0	70,377	
賃借料支出	192,327	0	192,327	
車輛費支出	411,280	0	411,280	
雑支出	109,229	0	109,229	
事務費支出	2,504,573	0	2,504,573	
福利厚生費支出	254,441	0	254,441	
職員被服費支出	270,000	0	270,000	
旅費交通費支出	140,000	0	140,000	
研修研究費支出	150,000	0	150,000	
事務消耗品費支出	190,000	0	190,000	
修繕費支出	491,750	0	491,750	
通信運搬費支出	88,660	0	88,660	
広報費支出	29,872	0	29,872	
業務委託費支出	302,970	0	302,970	
手数料支出	26,500	0	26,500	
租税公課支出	3,100	0	3,100	
保守料支出	320,400	0	320,400	
渉外費支出	80,000	0	80,000	
諸会費支出	49,200	0	49,200	
雑支出	107,680	0	107,680	
就労支援事業支出	25,637,925	0	25,637,925	
就労支援事業販売原価支出	23,226,745	0	23,226,745	
就労支援事業販管費支出	2,411,180	0	2,411,180	
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	0	30,000	
徴収不能額	30,000	0	30,000	
事業活動支出計(2)	69,686,446	0	69,686,446	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	5,049,259	0	5,049,259	
施設整備等補助金収入	1,000,000	0	1,000,000	
施設整備等補助金収入	1,000,000	0	1,000,000	
施設整備等収入計(4)	1,000,000	0	1,000,000	
固定資産取得支出	1,480,000	0	1,480,000	
車輛運搬具取得支出	1,480,000	0	1,480,000	
施設整備等支出計(5)	1,480,000	0	1,480,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△480,000	0	△480,000	
その他の活動による収入	26,000	0	26,000	
長期前払費用返還金収入	26,000	0	26,000	
その他の活動収入計(7)	26,000	0	26,000	
積立資産支出	2,470,100	0	2,470,100	
退職給付引当資産支出	144,000	0	144,000	
設備整備等積立資産支出	2,326,100	0	2,326,100	
拠点区分間繰入金支出	1,704,515	4,925,750	6,630,265	
拠点区分繰入支出本部	1,704,515	4,925,750	6,630,265	
その他の活動による支出	69,007	0	69,007	

令和 2年度 3次補正工房はたや 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
長期前払費用支出	69,007	0	69,007	
その他の活動支出計(8)	4,243,622	4,925,750	9,169,372	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,217,622	△4,925,750	△9,143,372	
予備費支出(10)	851,637	2,500,000	3,351,637	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△500,000	△7,425,750	△7,925,750	
前期末支払資金残高(12)	22,579,096	5,279,659	27,858,755	
当期末支払資金残高(11)+(12)	22,079,096	△2,146,091	19,933,005	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	樫の木

令和 2年度 3次補正樫の木 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	112,586,058	0	112,586,058	
自立支援給付費収入	86,022,858	0	86,022,858	
補足給付費収入	4,356,000	0	4,356,000	
特定費用収入	22,207,200	0	22,207,200	
その他の事業収入	5,287,760	0	5,287,760	
その他の事業収入	5,287,760	0	5,287,760	
その他の収入	1,654,180	0	1,654,180	
利用者等外給食費収入	1,455,600	0	1,455,600	
雑収入	198,580	0	198,580	
事業活動収入計(1)	119,527,998	0	119,527,998	
人件費支出	79,726,986	800,000	80,526,986	
職員給料支出	24,864,414	800,000	25,664,414	
職員賞与支出	8,448,177	0	8,448,177	
非常勤職員給与支出	34,721,513	0	34,721,513	
退職給付支出	2,403,000	0	2,403,000	
法定福利費支出	9,289,882	0	9,289,882	
事業費支出	19,032,530	0	19,032,530	
給食費支出	7,789,054	0	7,789,054	
保健衛生費支出	397,080	0	397,080	
医療費支出	10,000	0	10,000	
教養娯楽費支出	10,000	0	10,000	
日用品費支出	1,138,134	0	1,138,134	
水道光熱費支出	7,164,000	0	7,164,000	
燃料費支出	245,000	0	245,000	
消耗器具備品費支出	490,300	0	490,300	
保険料支出	424,974	0	424,974	
賃借料支出	1,025,988	0	1,025,988	
車輛費支出	238,000	0	238,000	
雑支出	100,000	0	100,000	
事務費支出	9,481,552	0	9,481,552	
福利厚生費支出	886,252	0	886,252	
職員被服費支出	600,000	0	600,000	
旅費交通費支出	10,000	0	10,000	
研修研究費支出	100,000	0	100,000	
事務消耗品費支出	181,000	0	181,000	
修繕費支出	700,000	0	700,000	
通信運搬費支出	732,292	0	732,292	
会議費支出	10,000	0	10,000	
広報費支出	26,840	0	26,840	
業務委託費支出	4,360,896	0	4,360,896	
手数料支出	99,100	0	99,100	
土地・建物賃借料支出	1,080,000	0	1,080,000	
租税公課支出	90,000	0	90,000	
保守料支出	351,472	0	351,472	
渉外費支出	80,000	0	80,000	
諸会費支出	40,800	0	40,800	
雑支出	132,900	0	132,900	
その他の支出	1,536,400	0	1,536,400	
利用者等外給食費支出	1,526,400	0	1,526,400	
雑損失	10,000	0	10,000	
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	0	30,000	
徴収不能額	30,000	0	30,000	
事業活動支出計(2)	109,807,468	800,000	110,607,468	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	9,720,530	△800,000	8,920,530	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	673,396	0	673,396	
器具及び備品取得支出	673,396	0	673,396	
施設整備等支出計(5)	673,396	0	673,396	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△673,396	0	△673,396	
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
積立資産支出	144,000	0	144,000	
退職給付引当資産支出	144,000	0	144,000	
拠点区分間繰入金支出	8,247,824	3,820,699	12,068,523	
拠点区分繰入金支出本部	8,247,824	3,820,699	12,068,523	
その他の活動による支出	334,611	0	334,611	
長期前払費用支出	334,611	0	334,611	
その他の活動支出計(8)	8,726,435	3,820,699	12,547,134	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△8,726,435	△3,820,699	△12,547,134	

令和 2年度 3次補正櫛の木 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
予備費支出(10)	320,699	3,500,000	3,820,699	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△8,120,699	△8,120,699	
前期末支払資金残高(12)	27,021,084	9,603,284	36,624,368	
当期末支払資金残高(11)+(12)	27,021,084	1,482,585	28,503,669	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	総合支援センター

令和 2年度 3次補正総合支援センター収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	66,150,160	0	66,150,160	
自立支援給付費収入	64,207,001	0	64,207,001	
障害児施設給付費収入	1,773,559	0	1,773,559	
利用者負担金収入(障害)	60,000	0	60,000	
特定費用収入	93,600	0	93,600	
その他の事業収入	16,000	0	16,000	
その他の事業収入	22,452,155	0	22,452,155	
その他の事業収入	22,452,155	0	22,452,155	
その他の収入	334,750	0	334,750	
利用者等外給食費収入	200,000	0	200,000	
雑収入	134,750	0	134,750	
事業活動収入計(1)	88,937,065	0	88,937,065	
人件費支出	84,093,622	0	84,093,622	
職員給料支出	53,288,664	0	53,288,664	
職員賞与支出	18,257,199	0	18,257,199	
非常勤職員給与支出	156,000	0	156,000	
退職給付支出	1,105,500	0	1,105,500	
法定福利費支出	11,286,259	0	11,286,259	
事業費支出	14,180,568	0	14,180,568	
給食費支出	2,582,074	0	2,582,074	
介護用品費支出	628,900	0	628,900	
保健衛生費支出	68,480	0	68,480	
医療費支出	50,000	0	50,000	
教養娯楽費支出	50,000	0	50,000	
水道光熱費支出	4,440,000	0	4,440,000	
消耗器具備品費支出	50,000	0	50,000	
保険料支出	807,463	0	807,463	
賃借料支出	2,837,568	0	2,837,568	
車輛費支出	2,566,083	0	2,566,083	
雑支出	100,000	0	100,000	
事務費支出	8,752,673	0	8,752,673	
福利厚生費支出	620,228	0	620,228	
職員被服費支出	630,000	0	630,000	
旅費交通費支出	50,000	0	50,000	
研修研究費支出	500,000	0	500,000	
事務消耗品費支出	2,244,020	0	2,244,020	
印刷製本費支出	70,000	0	70,000	
修繕費支出	500,000	0	500,000	
通信運搬費支出	1,134,144	0	1,134,144	
広報費支出	58,130	0	58,130	
業務委託費支出	517,481	0	517,481	
手数料支出	47,500	0	47,500	
土地・建物賃借料支出	180,000	0	180,000	
租税公課支出	621,400	0	621,400	
保守料支出	1,083,416	0	1,083,416	
渉外費支出	150,000	0	150,000	
諸会費支出	59,000	0	59,000	
雑支出	287,354	0	287,354	
その他の支出	201,000	0	201,000	
利用者等外給食費支出	200,000	0	200,000	
雑損失	1,000	0	1,000	
流動資産評価損等による資金減少額	60,000	0	60,000	
徴収不能額	60,000	0	60,000	
事業活動支出計(2)	107,287,863	0	107,287,863	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△18,350,798	0	△18,350,798	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
積立資産取崩収入	260,000	0	260,000	
退職給付引当資産取崩収入	260,000	0	260,000	
拠点区分間繰入金収入	19,230,401	0	19,230,401	
拠点区分繰入金収入本部	4,284,562	△4,284,562	0	
拠点区分繰入金収入第2みずほ園	14,945,839	4,284,562	19,230,401	
その他の活動収入計(7)	19,490,401	0	19,490,401	
積立資産支出	288,000	0	288,000	
退職給付引当資産支出	288,000	0	288,000	
その他の活動による支出	450,000	0	450,000	
長期前払費用支出	450,000	0	450,000	

令和 2年度 3次補正総合支援センター収支予算書

(単位 : 円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	摘 要
その他の活動支出計(8)	738,000	0	738,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	18,752,401	0	18,752,401	
予備費支出(10)	401,603	3,500,000	3,901,603	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△3,500,000	△3,500,000	
前期末支払資金残高(12)	0	8,733,093	8,733,093	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	5,233,093	5,233,093	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
事業区分	社会福祉事業

令和 3年度 社会福祉事業 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
就労支援事業収入	5,924,188	26,581,609	△20,657,421	
障害福祉サービス等事業収入	1,307,896,771	1,265,226,419	42,670,352	
その他の事業収入	40,787,556	31,413,315	9,374,241	
経常経費寄附金収入	90,000	300,000	△210,000	
受取利息配当金収入	71,000	71,000	0	
その他の収入	4,061,730	9,289,200	△5,227,470	
事業活動収入計(1)	1,358,831,245	1,332,881,543	25,949,702	
人件費支出	871,151,637	862,718,234	8,433,403	
事業費支出	197,396,204	197,144,439	251,765	
事務費支出	149,331,014	167,595,735	△18,264,721	
就労支援事業支出	5,537,991	25,637,925	△20,099,934	
その他の支出	1,624,400	2,355,060	△730,660	
流動資産評価損等による資金減少額	420,000	420,000	0	
事業活動支出計(2)	1,225,461,246	1,255,871,393	△30,410,147	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	133,369,999	77,010,150	56,359,849	
施設整備等補助金収入	736,000	5,500,000	△4,764,000	
施設整備等収入計(4)	736,000	5,500,000	△4,764,000	
固定資産取得支出	9,626,882	19,290,501	△9,663,619	
ファイナンス・リース債務の返済支出	18,025,632	15,576,672	2,448,960	
施設整備等支出計(5)	27,652,514	34,867,173	△7,214,659	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△26,916,514	△29,367,173	2,450,659	
積立資産取崩収入	48,517,520	38,026,904	10,490,616	
拠点区分間繰入金収入	244,174,155	271,187,246	△27,013,091	
その他の活動による収入	7,000	26,000	△19,000	
その他の活動収入計(7)	292,698,675	309,240,150	△16,541,475	
積立資産支出	116,978,005	132,552,195	△15,574,190	
拠点区分間繰入金支出	244,174,155	271,187,246	△27,013,091	
その他の活動による支出	0	3,390,382	△3,390,382	
その他の活動支出計(8)	361,152,160	407,129,823	△45,977,663	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△68,453,485	△97,889,673	29,436,188	
予備費支出(10)	38,000,000	37,244,112	755,888	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△87,490,808	87,490,808	
前期末支払資金残高(12)	338,124,959	417,690,017	△79,565,058	
当期末支払資金残高(11)+(12)	338,124,959	330,199,209	7,925,750	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	本部

令和 3年度 本部 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
受取利息配当金収入	67,000	67,000	0	
受取利息配当金収入一般	67,000	67,000	0	
その他の収入	615,600	1,379,100	△763,500	
雑収入	615,600	1,379,100	△763,500	
事業活動収入計(1)	682,600	1,446,100	△763,500	
人件費支出	72,134,905	77,589,467	△5,454,562	
役員報酬支出	2,048,804	480,000	1,568,804	
職員給料支出	43,634,040	48,449,980	△4,815,940	
職員賞与支出	15,949,860	16,410,863	△461,003	
退職給付支出	898,500	1,811,000	△912,500	
法定福利費支出	9,603,701	10,437,624	△833,923	
事務費支出	31,214,616	48,628,716	△17,414,100	
福利厚生費支出	1,244,662	2,192,628	△947,966	
職員被服費支出	90,000	90,000	0	
旅費交通費支出	30,000	430,000	△400,000	
研修研究費支出	798,000	798,000	0	
事務消耗品費支出	880,000	1,395,907	△515,907	
印刷製本費支出	763,120	763,120	0	
燃料費支出	50,000	50,000	0	
修繕費支出	500,000	500,000	0	
通信運搬費支出	2,380,892	2,380,892	0	
会議費支出	40,000	40,000	0	
広報費支出	2,652,820	2,552,820	100,000	
業務委託費支出	11,597,680	18,087,680	△6,490,000	
手数料支出	1,101,864	977,864	124,000	
保険料支出	35,700	35,700	0	
賃借料支出	4,642,378	8,469,300	△3,826,922	
租税公課支出	300,000	300,000	0	
保守料支出	1,598,000	1,328,000	270,000	
渉外費支出	743,500	722,000	21,500	
諸会費支出	206,000	206,000	0	
雑支出	1,560,000	7,308,805	△5,748,805	
その他の支出	0	15,660	△15,660	
雑損失	0	15,660	△15,660	
事業活動支出計(2)	103,349,521	126,233,843	△22,884,322	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△102,666,921	△124,787,743	22,120,822	
施設整備等補助金収入	0	4,500,000	△4,500,000	
施設整備等補助金収入	0	4,500,000	△4,500,000	
施設整備等収入計(4)	0	4,500,000	△4,500,000	
固定資産取得支出	2,137,500	4,885,000	△2,747,500	
器具及び備品取得支出	137,500	1,544,400	△1,406,900	
建設仮勘定取得支出	2,000,000	0	2,000,000	
ソフトウェア取得支出	0	3,340,600	△3,340,600	
ファイナンス・リース債務の返済支出	6,647,400	6,103,560	543,840	
1年以内返済予定リース債務返済支出	6,647,400	6,103,560	543,840	
施設整備等支出計(5)	8,784,900	10,988,560	△2,203,660	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△8,784,900	△6,488,560	△2,296,340	
積立資産取崩収入	270,000	594,000	△324,000	
退職給付引当資産取崩収入	270,000	594,000	△324,000	
拠点区分間繰入金収入	237,599,892	251,956,845	△14,356,953	
拠点区分繰入金収入新潟みずほ園	53,501,027	86,693,758	△33,192,731	
拠点区分繰入金収入みのり園	88,260,000	78,421,793	9,838,207	
拠点区分繰入金収入第2みずほ園	82,630,000	68,142,506	14,487,494	
拠点区分繰入金収入工房はたや	3,968,955	6,630,265	△2,661,310	
拠点区分繰入金収入樫の木	9,239,910	12,068,523	△2,828,613	
その他の活動収入計(7)	237,869,892	252,550,845	△14,680,953	
積立資産支出	113,843,808	127,577,095	△13,733,287	
退職給付引当資産支出	198,000	216,000	△18,000	
建設積立資産支出	113,645,808	127,361,095	△13,715,287	
拠点区分間繰入金支出	6,574,263	0	6,574,263	
拠点区分繰入金支出センター	6,574,263	0	6,574,263	
その他の活動による支出	0	15,660	△15,660	
長期前払費用支出	0	15,660	△15,660	
その他の活動支出計(8)	120,418,071	127,592,755	△7,174,684	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	117,451,821	124,958,090	△7,506,269	
予備費支出(10)	6,000,000	6,637,408	△637,408	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△12,955,621	12,955,621	
前期末支払資金残高(12)	70,000,000	82,955,621	△12,955,621	

令和 3年度 本部 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
当期末支払資金残高(11)+(12)	70,000,000	70,000,000	0	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	新潟みずほ園

令和 3年度 新潟みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	344,730,159	357,847,245	△13,117,086	
自立支援給付費収入	310,343,099	323,526,826	△13,183,727	
利用者負担金収入(障害)	180,000	180,000	0	
補足給付費収入	5,640,000	5,640,000	0	
特定費用収入	28,567,060	28,500,419	66,641	
その他の事業収入	787,000	787,000	0	
その他の事業収入	787,000	787,000	0	
経常経費寄附金収入	30,000	0	30,000	
その他の収入	387,500	563,900	△176,400	
利用者等外給食費収入	20,000	200,000	△180,000	
雑収入	367,500	363,900	3,600	
事業活動収入計(1)	345,934,659	359,198,145	△13,263,486	
人件費支出	195,564,778	191,797,102	3,767,676	
職員給料支出	118,729,475	118,353,132	376,343	
職員賞与支出	41,854,616	38,559,970	3,294,646	
非常勤職員給与支出	5,744,266	6,171,457	△427,191	
退職給付支出	3,568,500	3,479,500	89,000	
法定福利費支出	25,667,921	25,233,043	434,878	
事業費支出	51,317,643	52,411,052	△1,093,409	
給食費支出	19,016,227	19,098,652	△82,425	
介護用品費支出	8,405,600	8,954,738	△549,138	
保健衛生費支出	1,316,020	1,280,050	35,970	
医療費支出	10,000	10,000	0	
被服費支出	80,000	80,000	0	
教養娯楽費支出	227,352	316,352	△89,000	
水道光熱費支出	12,840,000	12,800,000	40,000	
燃料費支出	20,000	20,000	0	
消耗器具備品費支出	1,132,290	1,312,574	△180,284	
保険料支出	612,448	646,768	△34,320	
賃借料支出	6,271,586	6,523,958	△252,372	
車輛費支出	886,120	867,960	18,160	
雑支出	500,000	500,000	0	
事務費支出	35,643,487	34,717,233	926,254	
福利厚生費支出	1,370,315	1,416,331	△46,016	
職員被服費支出	1,420,000	1,440,000	△20,000	
旅費交通費支出	30,000	30,000	0	
研修研究費支出	1,065,700	700,000	365,700	
事務消耗品費支出	300,000	300,000	0	
印刷製本費支出	20,000	20,000	0	
修繕費支出	1,500,000	1,500,000	0	
通信運搬費支出	320,080	320,080	0	
広報費支出	90,750	90,750	0	
業務委託費支出	26,489,000	25,543,900	945,100	
手数料支出	207,870	774,370	△566,500	
租税公課支出	165,100	165,100	0	
保守料支出	2,072,618	2,004,302	68,316	
渉外費支出	150,000	150,000	0	
諸会費支出	192,400	192,400	0	
雑支出	249,654	70,000	179,654	
その他の支出	21,000	201,000	△180,000	
利用者等外給食費支出	20,000	200,000	△180,000	
雑損失	1,000	1,000	0	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	100,000	0	
徴収不能額	100,000	100,000	0	
事業活動支出計(2)	282,646,908	279,226,387	3,420,521	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	63,287,751	79,971,758	△16,684,007	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	1,826,470	668,400	1,158,070	
建物取得支出	264,000	151,937	112,063	
建物付属設備取得支出	198,000	140,663	57,337	
器具及び備品取得支出	1,364,470	375,800	988,670	
ファイナンス・リース債務の返済支出	5,410,680	5,103,000	307,680	
1年以内返済予定リース債務返済支出	5,410,680	5,103,000	307,680	
施設整備等支出計(5)	7,237,150	5,771,400	1,465,750	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△7,237,150	△5,771,400	△1,465,750	
積立資産取崩収入	6,147,926	9,597,600	△3,449,674	
退職給付引当資産取崩収入	270,000	270,000	0	
備品等購入積立資産取崩収入	3,356,560	0	3,356,560	

令和 3年度 新潟みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
施設整備等積立資産取崩収入	2,521,366	9,327,600	△6,806,234	
その他の活動収入計(7)	6,147,926	9,597,600	△3,449,674	
積立資産支出	697,500	702,000	△4,500	
退職給付引当資産支出	697,500	702,000	△4,500	
拠点区分間繰入金支出	53,501,027	86,693,758	△33,192,731	
拠点区分繰入支出本部	53,501,027	86,693,758	△33,192,731	
その他の活動による支出	0	921,612	△921,612	
長期前払費用支出	0	921,612	△921,612	
その他の活動支出計(8)	54,198,527	88,317,370	△34,118,843	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△48,050,601	△78,719,770	30,669,169	
予備費支出(10)	8,000,000	6,866,300	1,133,700	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△11,385,712	11,385,712	
前期末支払資金残高(12)	54,885,005	66,270,717	△11,385,712	
当期末支払資金残高(11)+(12)	54,885,005	54,885,005	0	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	みのり園

令和 3年度 みのり園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	360,450,759	339,005,155	21,445,604	
自立支援給付費収入	326,201,707	305,727,156	20,474,551	
利用者負担金収入(障害)	24,000	24,000	0	
補足給付費収入	6,210,000	6,210,000	0	
特定費用収入	28,015,052	27,043,999	971,053	
その他の事業収入	3,060,860	1,870,000	1,190,860	
その他の事業収入	3,060,860	1,870,000	1,190,860	
経常経費寄附金収入	30,000	0	30,000	
受取利息配当金収入	2,000	2,000	0	
受取利息配当金収入一般	2,000	2,000	0	
その他の収入	371,600	3,926,200	△3,554,600	
利用者等外給食費収入	10,000	200,000	△190,000	
雑収入	361,600	3,726,200	△3,364,600	
事業活動収入計(1)	363,915,219	344,803,355	19,111,864	
人件費支出	197,667,537	190,798,229	6,869,308	
職員給料支出	121,866,478	117,761,968	4,104,510	
職員賞与支出	42,119,535	38,347,564	3,771,971	
非常勤職員給与支出	3,924,876	6,087,126	△2,162,250	
退職給付支出	3,781,000	3,469,500	311,500	
法定福利費支出	25,975,648	25,132,071	843,577	
事業費支出	52,670,208	53,495,329	△825,121	
給食費支出	20,461,348	21,527,500	△1,066,152	
介護用品費支出	7,807,070	6,395,996	1,411,074	
保健衛生費支出	980,000	969,440	10,560	
医療費支出	10,000	10,000	0	
被服費支出	30,000	30,000	0	
教養娯楽費支出	187,800	187,800	0	
水道光熱費支出	14,280,000	14,272,320	7,680	
燃料費支出	455,000	435,000	20,000	
消耗器具備品費支出	899,598	1,076,687	△177,089	
保険料支出	519,248	590,826	△71,578	
賃借料支出	5,571,234	6,475,020	△903,786	
車輛費支出	846,910	902,740	△55,830	
雑支出	622,000	622,000	0	
事務費支出	30,490,160	30,377,770	112,390	
福利厚生費支出	1,398,498	1,434,514	△36,016	
職員被服費支出	1,380,000	910,000	470,000	
旅費交通費支出	20,000	20,000	0	
研修研究費支出	1,065,700	578,040	487,660	
事務消耗品費支出	460,000	421,960	38,040	
印刷製本費支出	26,880	26,880	0	
修繕費支出	1,500,000	1,962,000	△462,000	
通信運搬費支出	507,856	417,856	90,000	
広報費支出	90,750	132,550	△41,800	
業務委託費支出	20,877,625	22,137,295	△1,259,670	
手数料支出	721,500	222,500	499,000	
租税公課支出	129,000	129,000	0	
保守料支出	1,717,797	1,570,275	147,522	
渉外費支出	150,000	150,000	0	
諸会費支出	144,900	144,900	0	
雑支出	299,654	120,000	179,654	
その他の支出	11,000	201,000	△190,000	
利用者等外給食費支出	10,000	200,000	△190,000	
雑損失	1,000	1,000	0	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	100,000	0	
徴収不能額	100,000	100,000	0	
事業活動支出計(2)	280,938,905	274,972,328	5,966,577	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	82,976,314	69,831,027	13,145,287	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	803,000	7,281,590	△6,478,590	
建物取得支出	319,000	3,531,000	△3,212,000	
建物付属設備取得支出	484,000	2,472,030	△1,988,030	
器具及び備品取得支出	0	1,278,560	△1,278,560	
ファイナンス・リース債務の返済支出	2,598,804	1,687,392	911,412	
1年以内返済予定リース債務返済支出	2,598,804	1,687,392	911,412	
施設整備等支出計(5)	3,401,804	8,968,982	△5,567,178	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,401,804	△8,968,982	5,567,178	
積立資産取崩収入	17,369,490	14,126,935	3,242,555	

令和 3年度 みのり園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
退職給付引当資産取崩収入	260,000	260,000	0	
修繕積立資産取崩収入	1,500,000	0	1,500,000	
施設整備等積立資産取崩収入	15,609,490	13,866,935	1,742,555	
その他の活動収入計(7)	17,369,490	14,126,935	3,242,555	
積立資産支出	684,000	699,000	△15,000	
退職給付引当資産支出	684,000	699,000	△15,000	
拠点区分間繰入金支出	88,260,000	78,421,793	9,838,207	
拠点区分繰入支出本部	88,260,000	78,421,793	9,838,207	
その他の活動による支出	0	754,347	△754,347	
長期前払費用支出	0	754,347	△754,347	
その他の活動支出計(8)	88,944,000	79,875,140	9,068,860	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△71,574,510	△65,748,205	△5,826,305	
予備費支出(10)	8,000,000	5,787,080	2,212,920	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△10,673,240	10,673,240	
前期末支払資金残高(12)	73,787,487	84,460,727	△10,673,240	
当期末支払資金残高(11)+(12)	73,787,487	73,787,487	0	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	第2みずほ園

令和 3年度 第2みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	360,213,047	342,105,575	18,107,472	
自立支援給付費収入	325,624,977	309,066,614	16,558,363	
利用者負担金収入(障害)	144,000	144,000	0	
補足給付費収入	6,360,000	6,360,000	0	
特定費用収入	28,084,070	26,534,961	1,549,109	
その他の事業収入	670,000	670,000	0	
その他の事業収入	670,000	670,000	0	
経常経費寄附金収入	30,000	300,000	△270,000	
受取利息配当金収入	2,000	2,000	0	
受取利息配当金収入一般	2,000	2,000	0	
その他の収入	396,600	1,155,600	△759,000	
利用者等外給食費収入	35,000	200,000	△165,000	
雑収入	361,600	955,600	△594,000	
事業活動収入計(1)	361,311,647	344,233,175	17,078,472	
人件費支出	197,856,029	198,550,873	△694,844	
職員給料支出	123,193,637	121,967,012	1,226,625	
職員賞与支出	39,443,938	38,979,167	464,771	
非常勤職員給与支出	5,260,514	7,134,388	△1,873,874	
退職給付支出	3,746,500	4,578,500	△832,000	
法定福利費支出	26,211,440	25,891,806	319,634	
事業費支出	56,776,066	55,722,967	1,053,099	
給食費支出	19,157,642	19,458,852	△301,210	
介護用品費支出	8,503,200	9,102,446	△599,246	
保健衛生費支出	1,065,850	1,046,050	19,800	
医療費支出	10,000	10,000	0	
被服費支出	100,000	100,000	0	
教養娯楽費支出	211,600	211,600	0	
水道光熱費支出	15,120,000	14,800,000	320,000	
燃料費支出	80,000	80,000	0	
消耗器具備品費支出	1,284,895	822,172	462,723	
保険料支出	727,622	672,955	54,667	
賃借料支出	8,914,137	7,902,552	1,011,585	
車輛費支出	1,231,120	1,076,340	154,780	
雑支出	370,000	440,000	△70,000	
事務費支出	33,252,908	33,133,218	119,690	
福利厚生費支出	1,427,578	1,454,138	△26,560	
職員被服費支出	1,350,000	1,470,000	△120,000	
旅費交通費支出	20,000	20,000	0	
研修研究費支出	1,065,700	700,000	365,700	
事務消耗品費支出	587,980	587,980	0	
印刷製本費支出	26,880	26,880	0	
修繕費支出	1,500,000	1,533,000	△33,000	
通信運搬費支出	317,200	317,200	0	
広報費支出	90,750	90,750	0	
業務委託費支出	22,389,284	23,885,934	△1,496,650	
手数料支出	1,393,780	143,060	1,250,720	
租税公課支出	131,000	131,000	0	
保守料支出	2,309,702	2,309,876	△174	
渉外費支出	150,000	150,000	0	
諸会費支出	193,400	193,400	0	
雑支出	299,654	120,000	179,654	
その他の支出	35,000	200,000	△165,000	
利用者等外給食費支出	35,000	200,000	△165,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	100,000	0	
徴収不能額	100,000	100,000	0	
事業活動支出計(2)	288,020,003	287,707,058	312,945	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	73,291,644	56,526,117	16,765,527	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	3,176,800	4,302,115	△1,125,315	
建物付属設備取得支出	0	2,923,415	△2,923,415	
機械及び装置取得支出	506,000	0	506,000	
器具及び備品取得支出	2,670,800	1,378,700	1,292,100	
ファイナンス・リース債務の返済支出	3,236,448	2,682,720	553,728	
1年以内返済予定リース債務返済支出	3,236,448	2,682,720	553,728	
施設整備等支出計(5)	6,413,248	6,984,835	△571,587	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△6,413,248	△6,984,835	571,587	
積立資産取崩収入	24,470,104	13,448,369	11,021,735	
退職給付引当資産取崩収入	270,000	864,000	△594,000	

令和 3年度 第2みずほ園 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
修繕積立資産取崩収入	1,500,000	0	1,500,000	
備品等購入積立資産取崩収入	3,156,800	0	3,156,800	
施設整備等積立資産取崩収入	19,543,304	12,584,369	6,958,935	
その他の活動収入計(7)	24,470,104	13,448,369	11,021,735	
積立資産支出	718,500	672,000	46,500	
退職給付引当資産支出	718,500	672,000	46,500	
拠点区分間繰入金支出	82,630,000	87,372,907	△4,742,907	
拠点区分繰入支出本部	82,630,000	68,142,506	14,487,494	
拠点区分繰入金支出センター	0	19,230,401	△19,230,401	
その他の活動による支出	0	845,145	△845,145	
長期前払費用支出	0	845,145	△845,145	
その他の活動支出計(8)	83,348,500	88,890,052	△5,541,552	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△58,878,396	△75,441,683	16,563,287	
予備費支出(10)	8,000,000	7,029,385	970,615	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△32,929,786	32,929,786	
前期末支払資金残高(12)	77,856,950	110,786,736	△32,929,786	
当期末支払資金残高(11)+(12)	77,856,950	77,856,950	0	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	工房はたや

令和 3年度 工房はたや 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
就労支援事業収入	5,924,188	26,581,609	△20,657,421	
製造製品売上高収入	0	3,440,943	△3,440,943	
仕入商品売上高収入	0	19,134,472	△19,134,472	
受託作業収入	5,924,188	4,006,194	1,917,994	
障害福祉サービス等事業収入	55,051,494	47,532,226	7,519,268	
自立支援給付費収入	53,894,794	47,364,226	6,530,568	
利用者負担金収入(障害)	0	168,000	△168,000	
特定費用収入	1,156,700	0	1,156,700	
その他の事業収入	413,800	346,400	67,400	
その他の事業収入	413,800	346,400	67,400	
その他の収入	447,260	275,470	171,790	
受入研修費収入	0	70,000	△70,000	
雑収入	447,260	205,470	241,790	
事業活動収入計(1)	61,836,742	74,735,705	△12,898,963	
人件費支出	42,973,366	39,361,955	3,611,411	
職員給料支出	25,580,160	24,156,960	1,423,200	
職員賞与支出	10,242,046	9,483,855	758,191	
非常勤職員給与支出	120,000	0	120,000	
退職給付支出	623,000	356,000	267,000	
法定福利費支出	6,408,160	5,365,140	1,043,020	
事業費支出	3,705,863	2,181,993	1,523,870	
給食費支出	1,272,370	0	1,272,370	
介護用品費支出	100,000	0	100,000	
保健衛生費支出	8,156	59,980	△51,824	
医療費支出	10,000	10,000	0	
教養娯楽費支出	135,000	514,000	△379,000	
本人支給金支出	240,000	0	240,000	
水道光熱費支出	746,274	632,400	113,874	
燃料費支出	20,390	12,400	7,990	
消耗器具備品費支出	48,936	170,000	△121,064	
保険料支出	118,913	70,377	48,536	
賃借料支出	209,790	192,327	17,463	
車輛費支出	686,034	411,280	274,754	
雑支出	110,000	109,229	771	
事務費支出	3,017,270	2,504,573	512,697	
福利厚生費支出	273,637	254,441	19,196	
職員被服費支出	270,000	270,000	0	
旅費交通費支出	64,000	140,000	△76,000	
研修研究費支出	515,700	150,000	365,700	
事務消耗品費支出	200,000	190,000	10,000	
修繕費支出	581,560	491,750	89,810	
通信運搬費支出	126,418	88,660	37,758	
広報費支出	29,872	29,872	0	
業務委託費支出	242,560	302,970	△60,410	
手数料支出	41,505	26,500	15,005	
租税公課支出	15,378	3,100	12,278	
保守料支出	419,760	320,400	99,360	
渉外費支出	80,000	80,000	0	
諸会費支出	49,200	49,200	0	
雑支出	107,680	107,680	0	
就労支援事業支出	5,537,991	25,637,925	△20,099,934	
就労支援事業販売原価支出	5,537,991	23,226,745	△17,688,754	
就労支援事業販管費支出	0	2,411,180	△2,411,180	
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	30,000	0	
徴収不能額	30,000	30,000	0	
事業活動支出計(2)	55,264,490	69,716,446	△14,451,956	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,572,252	5,019,259	1,552,993	
施設整備等補助金収入	0	1,000,000	△1,000,000	
施設整備等補助金収入	0	1,000,000	△1,000,000	
施設整備等収入計(4)	0	1,000,000	△1,000,000	
固定資産取得支出	0	1,480,000	△1,480,000	
車輛運搬具取得支出	0	1,480,000	△1,480,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	44,100	0	44,100	
1年以内返済予定リース債務返済支出	44,100	0	44,100	
施設整備等支出計(5)	44,100	1,480,000	△1,435,900	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△44,100	△480,000	435,900	
その他の活動による収入	7,000	26,000	△19,000	
長期前払費用返還金収入	7,000	26,000	△19,000	

令和 3年度 工房はたや 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
その他の活動収入計(7)	7,000	26,000	△19,000	
積立資産支出	566,197	2,470,100	△1,903,903	
退職給付引当資産支出	180,000	144,000	36,000	
設備整備等積立資産支出	386,197	2,326,100	△1,939,903	
拠点区分間繰入金支出	3,968,955	6,630,265	△2,661,310	
拠点区分繰入支出本部	3,968,955	6,630,265	△2,661,310	
その他の活動による支出	0	69,007	△69,007	
長期前払費用支出	0	69,007	△69,007	
その他の活動支出計(8)	4,535,152	9,169,372	△4,634,220	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,528,152	△9,143,372	4,615,220	
予備費支出(10)	2,000,000	3,321,637	△1,321,637	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△7,925,750	7,925,750	
前期末支払資金残高(12)	27,858,755	27,858,755	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	27,858,755	19,933,005	7,925,750	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	樫の木

令和 3年度 樫の木 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	119,247,889	112,586,058	6,661,831	
自立支援給付費収入	88,993,489	86,022,858	2,970,631	
補足給付費収入	4,356,000	4,356,000	0	
特定費用収入	25,898,400	22,207,200	3,691,200	
その他の事業収入	14,917,500	5,287,760	9,629,740	
その他の事業収入	14,917,500	5,287,760	9,629,740	
その他の収入	1,654,180	1,654,180	0	
利用者等外給食費収入	1,455,600	1,455,600	0	
雑収入	198,580	198,580	0	
事業活動収入計(1)	135,819,569	119,527,998	16,291,571	
人件費支出	92,324,181	80,526,986	11,797,195	
職員給料支出	31,109,496	25,664,414	5,445,082	
職員賞与支出	10,802,393	8,448,177	2,354,216	
非常勤職員給与支出	36,717,912	34,721,513	1,996,399	
退職給付支出	2,625,500	2,403,000	222,500	
法定福利費支出	11,068,880	9,289,882	1,778,998	
事業費支出	21,194,214	19,152,530	2,041,684	
給食費支出	10,297,672	7,789,054	2,508,618	
保健衛生費支出	371,600	517,080	△145,480	
医療費支出	10,000	10,000	0	
教養娯楽費支出	70,000	10,000	60,000	
日用品費支出	832,200	1,138,134	△305,934	
水道光熱費支出	7,194,000	7,164,000	30,000	
燃料費支出	245,000	245,000	0	
消耗器具備品費支出	517,400	490,300	27,100	
保険料支出	292,354	424,974	△132,620	
賃借料支出	1,025,988	1,025,988	0	
車輛費支出	238,000	238,000	0	
雑支出	100,000	100,000	0	
事務費支出	7,433,652	9,481,552	△2,047,900	
福利厚生費支出	910,224	886,252	23,972	
職員被服費支出	630,000	600,000	30,000	
旅費交通費支出	10,000	10,000	0	
研修研究費支出	200,000	100,000	100,000	
事務消耗品費支出	231,000	181,000	50,000	
修繕費支出	700,000	700,000	0	
通信運搬費支出	732,292	732,292	0	
会議費支出	10,000	10,000	0	
広報費支出	26,840	26,840	0	
業務委託費支出	2,011,024	4,360,896	△2,349,872	
手数料支出	139,100	99,100	40,000	
土地・建物賃借料支出	1,080,000	1,080,000	0	
租税公課支出	90,000	90,000	0	
保守料支出	401,472	351,472	50,000	
渉外費支出	80,000	80,000	0	
諸会費支出	40,800	40,800	0	
雑支出	140,900	132,900	8,000	
その他の支出	1,536,400	1,536,400	0	
利用者等外給食費支出	1,526,400	1,526,400	0	
雑損失	10,000	10,000	0	
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	30,000	0	
徴収不能額	30,000	30,000	0	
事業活動支出計(2)	122,518,447	110,727,468	11,790,979	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	13,301,122	8,800,530	4,500,592	
施設整備等補助金収入	368,000	0	368,000	
施設整備等補助金収入	368,000	0	368,000	
施設整備等収入計(4)	368,000	0	368,000	
固定資産取得支出	1,223,112	673,396	549,716	
器具及び備品取得支出	1,223,112	673,396	549,716	
ファイナンス・リース債務の返済支出	44,100	0	44,100	
1年以内返済予定リース債務返済支出	44,100	0	44,100	
施設整備等支出計(5)	1,267,212	673,396	593,816	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△899,212	△673,396	△225,816	
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
積立資産支出	162,000	144,000	18,000	
退職給付引当資産支出	162,000	144,000	18,000	
拠点区分間繰入金支出	9,239,910	12,068,523	△2,828,613	
拠点区分繰入支出本部	9,239,910	12,068,523	△2,828,613	

令和 3年度 檜の木 収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
その他の活動による支出	0	334,611	△334,611	
長期前払費用支出	0	334,611	△334,611	
その他の活動支出計(8)	9,401,910	12,547,134	△3,145,224	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△9,401,910	△12,547,134	3,145,224	
予備費支出(10)	3,000,000	3,700,699	△700,699	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△8,120,699	8,120,699	
前期末支払資金残高(12)	28,503,669	36,624,368	△8,120,699	
当期末支払資金残高(11)+(12)	28,503,669	28,503,669	0	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	総合支援センター

令和 3年度 総合支援センター収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
障害福祉サービス等事業収入	68,203,423	66,150,160	2,053,263	
自立支援給付費収入	63,678,531	64,207,001	△528,470	
障害児施設給付費収入	2,186,052	1,773,559	412,493	
利用者負担金収入(障害)	60,000	60,000	0	
特定費用収入	2,262,840	93,600	2,169,240	
その他の事業収入	16,000	16,000	0	
その他の事業収入	20,938,396	22,452,155	△1,513,759	
その他の事業収入	20,938,396	22,452,155	△1,513,759	
その他の収入	188,990	334,750	△145,760	
利用者等外給食費収入	20,000	200,000	△180,000	
雑収入	168,990	134,750	34,240	
事業活動収入計(1)	89,330,809	88,937,065	393,744	
人件費支出	72,630,841	84,093,622	△11,462,781	
職員給料支出	43,562,520	53,288,664	△9,726,144	
職員賞与支出	17,713,221	18,257,199	△543,978	
非常勤職員給与支出	156,000	156,000	0	
退職給付支出	1,105,500	1,105,500	0	
法定福利費支出	10,093,600	11,286,259	△1,192,659	
事業費支出	11,732,210	14,180,568	△2,448,358	
給食費支出	2,643,010	2,582,074	60,936	
介護用品費支出	666,000	628,900	37,100	
保健衛生費支出	80,000	68,480	11,520	
医療費支出	60,000	50,000	10,000	
教養娯楽費支出	110,000	50,000	60,000	
水道光熱費支出	2,220,000	4,440,000	△2,220,000	
消耗器具備品費支出	150,000	50,000	100,000	
保険料支出	833,330	807,463	25,867	
賃借料支出	2,533,080	2,837,568	△304,488	
車輛費支出	2,336,790	2,566,083	△229,293	
雑支出	100,000	100,000	0	
事務費支出	8,278,921	8,752,673	△473,752	
福利厚生費支出	573,340	620,228	△46,888	
職員被服費支出	570,000	630,000	△60,000	
旅費交通費支出	50,000	50,000	0	
研修研究費支出	865,700	500,000	365,700	
事務消耗品費支出	820,000	2,244,020	△1,424,020	
印刷製本費支出	70,000	70,000	0	
修繕費支出	1,000,000	500,000	500,000	
通信運搬費支出	1,078,000	1,134,144	△56,144	
広報費支出	58,130	58,130	0	
業務委託費支出	765,081	517,481	247,600	
手数料支出	47,500	47,500	0	
土地・建物賃借料支出	180,000	180,000	0	
租税公課支出	621,400	621,400	0	
保守料支出	1,083,416	1,083,416	0	
渉外費支出	150,000	150,000	0	
諸会費支出	59,000	59,000	0	
雑支出	287,354	287,354	0	
その他の支出	21,000	201,000	△180,000	
利用者等外給食費支出	20,000	200,000	△180,000	
雑損失	1,000	1,000	0	
流動資産評価損等による資金減少額	60,000	60,000	0	
徴収不能額	60,000	60,000	0	
事業活動支出計(2)	92,722,972	107,287,863	△14,564,891	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△3,392,163	△18,350,798	14,958,635	
施設整備等補助金収入	368,000	0	368,000	
施設整備等補助金収入	368,000	0	368,000	
施設整備等収入計(4)	368,000	0	368,000	
固定資産取得支出	460,000	0	460,000	
器具及び備品取得支出	460,000	0	460,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	44,100	0	44,100	
1年以内返済予定リース債務返済支出	44,100	0	44,100	
施設整備等支出計(5)	504,100	0	504,100	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△136,100	0	△136,100	
積立資産取崩収入	260,000	260,000	0	
退職給付引当資産取崩収入	260,000	260,000	0	
拠点区分間繰入金収入	6,574,263	19,230,401	△12,656,138	
拠点区分繰入金収入本部	6,574,263	0	6,574,263	

令和 3年度 総合支援センター収支予算書

(単位 : 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘 要
拠点区分繰入収入第2みずほ園	0	19,230,401	△19,230,401	
その他の活動収入計(7)	6,834,263	19,490,401	△12,656,138	
積立資産支出	306,000	288,000	18,000	
退職給付引当資産支出	306,000	288,000	18,000	
その他の活動による支出	0	450,000	△450,000	
長期前払費用支出	0	450,000	△450,000	
その他の活動支出計(8)	306,000	738,000	△432,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	6,528,263	18,752,401	△12,224,138	
予備費支出(10)	3,000,000	3,901,603	△901,603	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△3,500,000	3,500,000	
前期末支払資金残高(12)	5,233,093	8,733,093	△3,500,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	5,233,093	5,233,093	0	



Account No.	Account Name	Balance	Interest	Total
001 001 001
001 001 002
001 001 003
001 001 004
001 001 005
001 001 006
001 001 007
001 001 008
001 001 009
001 001 010
001 001 011
001 001 012
001 001 013
001 001 014
001 001 015
001 001 016
001 001 017
001 001 018
001 001 019
001 001 020